

令和 5 年

第 3 回西原村定例会会議録

令和 5 年 9 月 6 日

令和 5 年 9 月 15 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 5 年第 3 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9 月 6 日	水	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
9 月 7 日	木		休 会	・常任委員会	
9 月 8 日	金		休 会	・常任委員会	
9 月 9 日	土		休 会		
9 月 10 日	日		休 会		
9 月 11 日	月		休 会	・常任委員会	
9 月 12 日	火	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（2名） ・議案審議 （認定第1号） 	・決算
9 月 13 日	水	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （認定第2号～ 議案第51号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算 ・条例 ・予算
9 月 14 日	木	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第52号～ 同意第15号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算 ・一般 議案
9 月 15 日	金	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・発議第6号 ・選挙管理委員会及び補 充員の選挙について ・委員会報告 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続 調査（審査）申出につい て 	・一般 議案

提出議案等

(令和5年9月6日提出)

(村長提出議案)

- 認定第 1号 令和4年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和4年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和4年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 令和4年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について
- 報告第 5号 令和4年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について「(専第5号) 令和5年度西原村一般会計補正予算(第3号) について」
- 議案第46号 西原村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 土地の取得について
- 議案第48号 令和5年度西原村一般会計補正予算(第4号) について

- 議案第49号 令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第50号 令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第51号 令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第52号 令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第53号 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第54号 令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 同意第2号 西原村教育長の選任につき同意を求めることについて
- 同意第3号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第4号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第5号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第6号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第7号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第8号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第9号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第10号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第11号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第12号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第13号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて

同意第 14 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて

同意第 15 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて

(令和 5 年 9 月 12 日提出)

(一般質問)

1 番 尾崎幸穂君 2 番 桂 悦朗君

(令和 5 年 9 月 15 日提出)

(議員提出議案)

発議第 6 号 西原村議会会議規則第 129 条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（9月6日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～同意第15号）	5
日程第 5 休会の件について	17
散 会	17

第2号（9月12日）

議事日程第2号	19
応招議員氏名	20
出席議員氏名	21
事務局職員出席者	21
説明のため出席した者の職氏名	22
開 議	23
日程第 1 一般質問	23
(尾崎幸穂)	23
・8月に発覚した本村職員による不祥事について	
(桂 悦朗)	30
・大切畑ダム周辺の利用計画について	
・泉力の湯跡地について	
日程第 2 認定第 1号 令和4年度西原村一般会計歳入歳出 決算の認定について	41
散 会	65

第3号（9月13日）

議事日程第3号	67
応招議員氏名	69
出席議員氏名	70
事務局職員出席者	70

説明のため出席した者の職氏名	7 1	
開 議	7 2	
日程第 1 認定第 2 号	令和 4 年度西原村国民健康保険特別 会計歳入歳出決算の認定について	7 2
日程第 2 認定第 3 号	令和 4 年度西原村介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	7 3
日程第 3 認定第 4 号	令和 4 年度西原村後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算の認定について	7 8
日程第 4 認定第 5 号	令和 4 年度西原村中央簡易水道事業 特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	7 9
日程第 5 認定第 6 号	令和 4 年度西原村工業団地造成事業 特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	8 1
日程第 6 認定第 7 号	令和 4 年度西原村住宅用地造成事業 特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	8 2
日程第 7 認定第 8 号	令和 4 年度西原村工業用水道事業会 計決算の認定について	8 4
日程第 8 報告第 5 号	令和 4 年度西原村健全化判断比率及 び資金不足比率の報告について	8 7
日程第 9 承認第 5 号	専決処分の報告及び承認について 「(専第 5 号) 令和 5 年度西原村一 般会計補正予算(第 3 号)について」	9 0
日程第 1 0 議案第 4 6 号	西原村消防団の設置等に関する条例 の一部を改正する条例の制定につ いて	9 2
日程第 1 1 議案第 4 7 号	土地の取得について	9 3
日程第 1 2 議案第 4 8 号	令和 5 年度西原村一般会計補正予算 (第 4 号)について	9 6
日程第 1 3 議案第 4 9 号	令和 5 年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算(第 1 号)について	1 0 3
日程第 1 4 議案第 5 0 号	令和 5 年度西原村介護保険特別会計 補正予算(第 1 号)について	1 0 4
日程第 1 5 議案第 5 1 号	令和 5 年度西原村後期高齢者医療特 別会計補正予算(第 1 号)について	1 0 5
散 会	1 0 7	

第4号（9月14日）

議事日程第4号	109
応招議員氏名	111
出席議員氏名	112
事務局職員出席者	112
説明のため出席した者の職氏名	113
開議	114
日程第1	村長追加議案提案理由説明（議案第55号）	114
日程第2	議案第52号 令和5年度西原村中央簡易水道事業 特別会計補正予算（第1号）について	114
日程第3	議案第53号 令和5年度西原村工業団地造成事業 特別会計補正予算（第1号）について	116
日程第4	議案第54号 令和5年度西原村住宅用地造成事業 特別会計補正予算（第1号）について	117
日程第5	議案第55号 西原村長等に対する給与の特例に関 する条例の制定について	118
日程第6	同意第2号 西原村教育長の選任につき同意を求 めることについて	119
日程第7	同意第3号 西原村固定資産評価審査委員会委員 の選任につき同意を求めることにつ いて	122
日程第8	同意第4号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	123
日程第9	同意第5号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	123
日程第10	同意第6号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	123
日程第11	同意第7号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	123
日程第12	同意第8号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	123
日程第13	同意第9号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	123
日程第14	同意第10号 西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	123

日程第 1 5	同意第 1 1 号	西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	1 2 3
日程第 1 6	同意第 1 2 号	西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	1 2 3
日程第 1 7	同意第 1 3 号	西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	1 2 3
日程第 1 8	同意第 1 4 号	西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	1 2 3
日程第 1 9	同意第 1 5 号	西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	1 2 3
散 会			1 2 7

第 5 号（9 月 1 5 日）

議事日程第 5 号			1 2 9
応招議員氏名			1 3 0
出席議員氏名			1 3 1
事務局職員出席者			1 3 1
説明のため出席した者の職氏名			1 3 2
開 議			1 3 3
日程第 1	発議第 6 号	西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴 う議員派遣について	1 3 3
日程第 2		選挙管理委員及び補充員の選挙について	1 3 3
日程第 3		委員会報告について	1 3 4
日程第 4		組合議会報告について	1 3 5
日程第 5		委員会の閉会中の継続調査申出書について	1 3 7
閉 会			1 3 8
署 名			1 3 9

第 1 号 (9 月 6 日)

令和5年第3回西原村議会定例会会議録

令和5年9月6日、令和5年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年9月6日（水曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～同意第15号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第3回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和5年第3回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、小城保弘君、4番議員、堀田直孝君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、8月30日に行われました議会運営委員会で、本日6日より15日までの10日間と想定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって会期は、本日6日より15日までの10日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告として、議長から、会議規則第129条のただし書の規定により、議員の派遣について報告します。

7月20日に、阿蘇市町村議長会主催の市町村正副議長・常任・議会運営委員長等研修会に出席しました。

8月22日に、熊本県町村議会議長会主催の正副議長研修会に出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）おはようございます。

令和5年第3回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まずもって、提案理由の説明をさせていただきます前に、今回2件の不祥事につきまして、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であり、公務全体の信用を損ない、かつ、不名誉な結果となりましたこと、心よりおわびを申し上げます。

執行部全員起立。

（執行部全員起立）

○村長（吉井 誠君）このたびは、村民の皆様、議員の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、大変申し訳ございませんでした。

座ってください。

（執行部全員着席）

○村長（吉井 誠君）この2件の不祥事に対する内容や今後の対応等につきましては、一般質問で出されておりますので、詳細につきましてはそのときに説明をさせていただきます。

職員一同、信頼回復へ向け、気を引き締め直し、全力で業務に邁進する所存でございます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

初めに、6月29日より7月11日にかけて、被害をもたらしました梅雨前線豪雨につきましては、昭和63年以来の甚大な災害を本村にもたらすことになりました。

最大時間雨量は、7月3日午前6時頃の95mmであり、主に木山川沿いの河原地区に集中して被害が発生し、一部の区域で浸水被害等も出ており、8月末現在で罹災証明3件、3世帯、被災証明5件を発行しているところでございます。

公共土木施設災害につきましては、道路24件、河川9件、合計33件と合せて、灰床地区で地滑り被害が確認をされております。

この灰床地区の地滑り災害につきましては、調査や設計、また、工法や対策方法等、特に専門的知識を要することから、まだ正式には決まっておりませんが、県の代行事業として復旧していただくよう、お願いをしているところでございます。

農地農業用施設等の災害につきましては、300件を超え、最近ではあまり被害が出ないような頭首工等の農業用施設の被害も多く見受けられ、そのほか、林道や牧野道の被害も確認されており、関係各課一丸となり、全力で早期復旧に取り組んでまいります。

なお、先日の閣議により、今年の豪雨災害につきましては、全て激甚災害に指定されるということで決定されましたことをご報告いたします。

今後は台風等の災害も予測されます。昨年は9月18日ではなかったかと記憶しておりますが、大型で非常に強い勢力の台風14号が九州を横断しました。

幸いにも本村では大きな被害等はありませんでしたが、今年もこれら台風等の影響が発生しやすい時期となりますので、迅速な対応、避難等の呼びかけ等を行い、被害を最小限に抑えることができるよう取り組んでまいります。

次に、本年5月より新型コロナウイルスが5類感染症へ移行されており、今後のワクチン接種につきましては秋冬接種と称し、9月中旬以降に高齢者及び基礎疾患をお持ちの方へ接種券を郵送いたします。

また、9月26日より11月まで、構造改善センターで、希望される方のワクチン接種を予定しております。

先日、蒲島知事は、第9波は感染者は減少傾向にあり、落ち着いてきている、との認識を示されております。

一方で、今季初の学年・学級閉鎖ということで、県内インフルエンザの報道がございました。

このような状況を踏まえ、保育園や各学校と連携し、油断することなく感染対策を継続してまいります。

保険事業に目を向けてみますと、当村の国保加入者を対象とした特定健診におきましては、受診率60%以上を目標としておりますが、受診率の低い40から50代男性への受診勧奨を強化しましたことで、その目標達成を維持することができております。

また、健診データに応じて保健指導の優先順位を設定し、個別対応にて保健指導を実施しました結果、糖尿病や高血圧、高脂血症に関し数値の改善が見られ、県内データからも改善率上位に位置づけられる結果となっております。

これらのことは、生活習慣病からの重症化で起こり得る脳血管疾患、人工透析、心臓疾患から守るという重症化予防、ひいては、医療費や介護保険費用の削減につながってまいります。

これから先も、保険事業、訪問活動、保健指導は、医療費、介護保険安定運営のために、何より住民個人の生活の質の安定のために非常に重要なことであり、引き続き生活習慣病の重症化予防に注力してまいります。

西原村運動公園整備事業につきましては、補助対象工事につきましては全て発注済みであり、園内の看板やサイン等の単独工事分を残すのみとなっております。

令和4年12月に契約しました調整池整備につきましては、既に工事が完了してございまして、村での竣工検査及び県の確認検査を残すのみとなっており、調整池上部の芝生広場と隣接しますテニスコートに関しましては、令和6年2月までに完了を予定しております。

全ての体育館・運動公園関係の工事が来年3月までに完了するよう、現在のところ順調に進捗しており、来年春先の利用開始を目指し、全力で取り組んでまいります。

工業団地整備につきましては、用地の仮契約が95%以上完了しており、本定例会で仮契約締結の議決をいただければ、事業で申しますと本工事着手に向けての準備、誘致のほうで申しますと、企業誘致に向けた公募等の手続を行い、工事進捗、企業誘致を並行して進めていければと考えております。

現在、多方面の企業様から問合せが急増している状況であり、今回、工業団地の全ての区画を一括して購入したいとの申出もございました。

また、周辺町村の地価高騰により、アパート、マンション等、建設の問合せも急増しており、大規模な宅地造成等の提案もあり、それに併せて量販店建設のお話もいただいているところでございます。

このように問合せが殺到したのも、先日報道がありました人口増加率熊本県第1位、全国で第4位という住みよい村といった認知度が広まってきた結果であるというふうに思います。

民間を活用した宅地造成に関しましては、村として積極的に推進し、新興住宅地周辺のみならず、山間部の人口減少問題や、河原地区の少子化対策の一役を担えればというふうに考えております。

また、令和4年度村税の決算を見ても、固定資産税、法人住民税、個人村民税の調定合計のうち、鳥子工業団地内の企業が占める割合が、納税額ベースで申しますと約3割ございまして、自主財源の確保という面から見ても、非常に大きなウエートを占めていることが分かります。

企業の進出により、地域経済の活性化や人口増加、雇用創出、税収増加につながりますので、今後も企業誘致、併せて民間を活用した宅地開発等を積極的に推進してまいります。

ここ一、二年で、近隣を含めました空港周辺町村の状況は、目まぐるしく変化していくと予測をしております。この急激な変化に対応できるよう、全庁挙げて、また、議員各位のお力添えを集結して、10年後、20年後、50年後の西原村の未来のため、子どもたちのために尽力しなければならないというふうに思っております。

どうか皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会は令和4年度の決算認定が主な内容となっておりますが、河上代表監査委員、西口監査委員におかれましては、令和5年7月12日より27日までの16日間、厳しい暑さの中、慎重にご審査いただき、その後々の決算意見書作成まで大変ご苦勞をおかけいたしました。

審査のまとめでは、応急仮設住宅の撤去と、そこに住まわれた被災者の移転等の完了や、自主防災組織強化コミュニティ施設整備事業による消防詰所の整備を終え、また、後年に負担となる起債においては、交付税措置のあるものを適宜対応されたことは大いに評価できるなど、随所でお褒めの言葉をいただいております。

地域防災拠点施設であります西原村総合運動公園は順調に進んでおり、災害発生時の住民の避難拠点となるため、早期完成と運用を望むと期待の報告もあっております。

私たちはご指摘をしっかりと受け止め、お褒めの言葉を励みに、職員一同さらに精進してまいり所存でございます。

議員各位におかれましても、今後ともご指導とご協力を賜りますようお願い

い申し上げまして、今定例会議案の提案理由の説明をさせていただきます。

認定第1号、令和4年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

本村の一般会計においては、創造的復興からさらなる発展につながる取組を推進し、コロナ感染症対策について、国・県の動向、村内の感染状況を的確に把握し、適切かつ迅速に対応することなどを念頭に、令和4年度当初予算を編成しました。

大規模災害時の防災拠点となります運動公園整備や、TSMC進出における新たな工業団地の造成事業を推進し、コロナ感染対策においては、ワクチン接種事業や、子育て世帯、非課税世帯への臨時給付金事業などを引き続き行い、原材料価格高騰に対する支援事業も実施してまいりました。

着実に創造的復興へ向け前進していることを実感しながら、住民の皆さんのご理解とご協力、議員各位のご指導等により、令和4年度の決算を行うことができました。

令和4年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入で71億2,970万2,445円、歳出では66億8,141万903円、歳入歳出差引額4億4,829万1,542円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は3億4,413万542円でございます。

歳入における決算額は71億2,970万円と、前年度比で10億6,186万円、13%減少しております。

主な要因としまして、国庫支出金が8億2,734万円、48.8%減、地方債が5億7,890万円、56.2%減となっております。

しかしながら、村税やふるさと納税が増加しておりまして、歳入における自主財源の構成比が42.6%と、前年度比で12.9ポイント伸びております。

歳出における決算額も66億8,141万円と、前年度比で7億91万円、9.5%減少しております。主な内容としまして、普通建設事業費が13億9,674万円、52.8%減、災害復旧費が9,592万円、74.8%減となっており、歳入歳出ともに熊本地震からの復旧事業等による減少が大きな要因となっているところでございます。

一方、歳出総額のうち、新型コロナウイルス感染症対策に関連した歳出額は2億3,505万円と、前年度比で3億6,453万円、60.8%減となりました。

基金につきましては、今年度末現在高は43億2,023万円と、前年度比で1億3,189万円増となりました。うち、財政調整基金は25億8,903万円で、前年度比で7,833万円の増となっております。

地方債につきましては、今年度末現在高は99億6,595万円と、前年度比6億7,480万円減となっております。今年度発行しました額は4億5,160万円で、熊本地震が発生しました平成28年度以降増加していました発行額を大きく抑えることができました。ただし、今年度の元金償還額は11億2,641万円と、前年度比で4,173万円増と増加傾向にあり、今後も高水準の償還額が見込ま

れております。

令和5年度への繰越額は、事業費で9億6,596万円と、前年度比で3億2,594万円増となりました。事故繰越しはなく、繰越明許費において運動公園等整備事業、辺地道路維持・改良事業、鳥子工業団地道路改良事業などとなっております。

決算につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会の認定を必要としますので、ご提案させていただきます。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第2号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

歳入総額10億1,861万3,903円に対し、歳出総額9億585万6,919円で、歳入歳出差引額1億1,275万6,984円でございます。

歳入におきまして、保険税調定額2億742万円に対し、収入済額1億8,590万円で、収納率は現年度98.5%、滞納繰越分で23.8%、全体で89.6%であり、収納率は前年度比1.5ポイントの増となっております。

歳入の主な内訳といたしまして、県支出金のうち普通交付金6億3,129万円、特別交付金2,721万円があり、歳入総額の64.6%を占めております。また、一般会計からの法定繰入額は6,244万円、繰越金1億806万円となっております。

歳出の主なものに関しましては、保険給付費6億3,572万円で、歳出全体の70.2%を占めております。国民健康保険事業費納付金のうち医療費給付金につきましては1億8,620万円、後期高齢者支援金等につきましては5,038万円、介護納付金につきましては1,997万円の支出となっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

続きまして、認定第3号、令和4年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

歳入総額9億5,957万1,234円に対し、歳出総額7億5,988万1,992円で、歳入歳出差引額1億9,968万9,242円でございます。

令和4年度末の人口6,885人に対し、65歳以上の人口は2,242人、高齢化率は32.6%、介護保険被保険者数は2,209人という状況でございます。令和5年3月末現在で、359人が介護認定を受け、そのうち285人が介護サービスを受けられております。

内訳としましては、居宅介護サービス202人、地域密着型サービス33人、施設介護サービス50人で、居宅介護サービスの利用率は、地域密着型サービスを含めたところで82.5%となっております。

歳入におきまして、保険料調定額1億7,650万円に対し、収入済額1億7,367万円で、収納率は現年度99.7%、滞納繰越分で3.5%、全体で98.4%であり、収納率は前年度比0.3ポイントの減となっております。

歳入の主な内容といたしまして、国庫支出金 1 億7,587万円、支払基金交付金 1 億7,379万円、県支出金 1 億5,728万円で、歳入総額の52.8%を占め、一般会計からの繰入金が 1 億1,126万円で、11.6%を占めております。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費 6 億2,241万円で、歳出総額の81.9%を占めております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第 4 号、令和 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

歳入総額 2 億243万5,829円に対し、歳出総額 1 億9,739万6,081円で、歳入歳出差引額503万9,748円でございます。

令和 4 年度末の人口6,885人に対し、被保険者は1,062人でございます。歳入につきましては、保険料現年度調定額6,901万円に対し、収入済額6,885万円であり、現年度収納率は99.8%となっております。

歳入の主な内容といたしまして、一般会計からの繰入金 1 億1,875万円で、保険料収納額と合わせ、歳入総額の92.7%を占めております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億8,655万円、内訳としまして、保険料負担金6,867万円、保険基盤安定負担金2,330万円、事務費負担金536万円、医療給付費負担金8,922万円でございまして、歳出全体の94.5%を占めております。後期高齢者の医療給付費の法定負担金につきましては、一般会計より繰り入れて拠出してしております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

続きまして、認定第 5 号、令和 4 年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

歳入総額 1 億3,801万6,947円に対し、歳出総額 1 億1,209万1,859円となり、歳入歳出差引額は2,592万5,088円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除しました実質収支額は1,424万4,088円でございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、水道事業収益の営業収益7,441万6,043円、営業外収益1,644万7,039円、繰越金3,115万1,373円、村債1,500万円、歳出につきましては、営業費用のうち人件費793万129円、電気料等光熱水費875万4,877円、委託料1,743万6,760円、工事請負費913万円、営業外費用のうち企業債償還金3,111万9,842円、積立金3,000万2,492円などとなっております。

令和 4 年度末の給水人口は、村人口の64.8%の4,459人となり、昨年度末より88人増加しております。

なお、水道料金の収入状況は、収納率99.8%となっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第 6 号、令和 4 年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

歳入総額 4 億 2,223 万 9,000 円に対し、歳出総額 1 億 1,116 万 3,680 円となり、歳入歳出差引額は 3 億 1,107 万 5,320 円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は 445 万 320 円でございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、県補助金 546 万円、一般会計からの繰入金 4 億 1,679 万 1,000 円、歳出につきましては、工業団地造成事業費 8,680 円、一般会計への繰出金 1 億 1,115 万 5,000 円となっております。

令和 4 年度から本特別会計を設置させていただきまして、事業を進めさせていただいております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

続きまして、認定第 7 号、令和 4 年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

歳入総額 1,985 万円に対し、歳出総額 1,135 万 3,554 円となり、歳入歳出差引額は 849 万 6,446 円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は 1 万 4,446 円でございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、一般会計からの繰入金 1,985 万円、歳出につきましては、住宅用地造成事業費 451 万 8,000 円、一般会計への繰出金 683 万 5,554 円となっております。

令和 4 年度より本特別会計を設置させていただきまして、事業を進めさせていただいております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第 8 号、令和 4 年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について、ご説明を申し上げます。

収益的収入におきましては、水道事業収益 2,793 万 5,198 円で、前年度に比べ 129 万 1,780 円の減収となっております。

収益的支出におきましては、水道事業費 1,525 万 6,445 円となり、前年度に比べ 193 万 3,660 円の減額となりました。また、資本的支出におきましては、建設改良費 568 万 6,000 円でございます。

なお、当年度の純利益は 1,216 万 1,844 円であり、当年度未処分利益剰余金は 6,577 万 4,783 円でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

続きまして、報告第 5 号、令和 4 年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、村民に対し公表することが義務づけられております。

公表するのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの健全化判断比率と、公営企業の資金不足比率となっております。

まして、監査委員からは特に問題ないとの意見を頂戴しております。

詳細につきましては、総務課長よりご報告いたします。

続きまして、承認第5号、専決処分の報告及び承認について「(専第5号)令和5年度西原村一般会計補正予算(第3号)について」、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億362万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億2,541万6,000円とするものでございます。

令和5年6月30日から7月3日にかけて発生しました梅雨前線豪雨により、河原地区を中心に村道や農道等が被災し、土砂の撤去や災害復旧工事及び災害廃棄物処理業務を緊急に行う必要があり、また、災害査定を受ける必要があり、緊急に測量設計委託を行うため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第46号、西原村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

消防組織法の一部改正に伴い、西原村消防団の設置等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第47号、土地の取得について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、鳥子地区新工業団地造成事業用地として、今回10万9,975.06㎡の土地を取得することにつきまして、相手方と土地売買仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第48号、令和5年度西原村一般会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億1,298万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,839万6,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして申し上げますと、歳入では、災害復旧費国庫負担金1億3,339万9,000円の増額補正、災害復旧費県補助金1億7,828万1,000円の増額補正、令和4年度決算に伴う繰越金2億5,413万円の増額補正、災害復旧事業債8,210万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費の基金費2億47万4,000円の増額補正、土木費の辺地対策費6,350万円の増額補正、災害復旧費の農地等災害復旧費2億

1,950万円の増額補正、道路橋りょう河川等災害復旧費 2億399万9,000円の増額補正、公債費の元金5,095万3,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第49号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,276万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,069万9,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金5,000円の増額補正、令和4年度決算に伴います繰越金8,275万6,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費202万9,000円の増額補正、保健事業費58万9,000円の増額補正、諸支出金83万円の増額補正、予備費7,931万3,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明をいたします。

続きまして、議案第55号、令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,968万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,416万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金1億9,968万8,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費269万9,000円の増額補正、諸支出金133万8,000円の増額補正、予備費1億9,565万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第51号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,136万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金125万2,000円の増額補正、令和4年度決算に伴う繰越金503万8,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費119万6,000円の増額補正、予備費509万4,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第52号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ909万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,296万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金824万4,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、業務費496万4,000円の増額補正、予備費258万2,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

議案第53号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,334万9,000円と定めるものでございます。

主な内容といたしまして、歳入につきましては、令和4年度決算による繰越金445万円の増額補正、歳出につきましては、予備費に445万円の増額補正でございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第54号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ812万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ889万6,000円と定めるものでございます。

主な内容といたしまして、歳入につきましては、令和4年度決算による繰越金1万4,000円の増額補正、財産収入811万1,000円の増額補正、歳出につきましては、諸支出金811万3,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、同意第2号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

現教育長の竹下良一氏が、令和5年9月30日に任期満了となりますので、引き続き教育長をお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

現委員の西岡哲也氏が、令和5年10月18日に任期満了となりますので、引き続き委員をお願いいたしたく、地方税法の規定により議会の同意をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、今回提案をさせていただきます同意第4号から第15号につきましても、全て西原村農業委員の認定につき同意を求めることについてでありますので、一括してご提案をさせていただきます。

同意第4号から第15号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現農業委員は、令和5年10月17日をもって任期満了となりますので、新たに農業委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項により議会の同意を求めるものであります。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

以上、今定例会に提出いたしました認定8件、報告1件、承認1件、議案9件、同意14件、以上合計33件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長に訂正がありますので、訂正をお願いいたします。
暫時休憩します。

（午前11時03分）

（午前11時06分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。
村長。

○村長（吉井 誠君）大変申し訳ございません。訂正を何点かお願いいたします。

まず冒頭で、私が台風関連の話をしたと思うんですけども、台風14号が九州を横断しましたと申し上げてましたんですけども、正確には縦断というので、申し訳ございませんでした。

続きまして、認定第1号につきまして、地方債のところで前年度比6億7,481万円の減が正解なんですけれども、私が6億7,480万円と申ししておりました。正確には6億7,481万円です。私が読んでいましたのは、6億7,480万円と申ししておりました。申し訳ございません。訂正をお願いします。

あと、認定第4号のところで、歳出の療養給付費のところを医療給付費というふうに私は申し上げておりました。正確には療養給付費でございます。

続きまして、議案第50号を、私は55号と申しました。訂正をお願いします。正確には議案第50号でございます。

続きまして、最後の農業委員の件につきまして、農業委員の認定というふうに申ししておりました。正確には任命につきという文言でございます。

以上、訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日7日から11日は、本会議を休会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、明日7日から11日は、本議会議を休会にします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、次の会議は12日午前10時より行います。本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前11時09分 散会

第 2 号 (9 月 1 2 日)

令和5年第3回西原村議会定例会会議録

令和5年9月12日、令和5年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年9月12日（火曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第 1号 令和4年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定
について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君
代表監査委員	河上勝彦君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、8月30日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は1人50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号2番、1番議員、尾崎幸穂君、件数1件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）おはようございます。1番議員の尾崎です。鼻、喉の調子が悪く、聞きづらい点があると思いますが、よろしくお願ひします。

通告に従い、1件の質問をさせていただきます。

8月に発覚した本村職員による不祥事についてです。

8月に2件の不祥事が発覚した件につきまして、まず、8月11日に公表されました職員組合費の着服についてを事案1、次に、8月17日に公表されました教育委員会職員による委員会備品を質屋に預け入れ現金の借入れをした件についてを事案2として、質問を行います。

1つ目、この事案1、事案2、新聞、テレビなどで報道はあっておりますが、この件についての発覚までの経緯を詳しく教えてください。

2つ目、事案2の件はすぐに公表されましたが、事案1の件は公表までに時間がかかっております。この違いはなぜでしょうか。

3つ目、当該職員の処罰はどうするのか。

こちらについては、質問に上げましたが、処罰に関しては2名とも9月5日付で懲戒免職処分となっておりますので、こちらについては結構です。

二度とこのようなことが起きないようにするための対応策はどのようにするかについてお聞きいたします。

事件の内容としましては、熊日新聞社さんの内容を抜粋いたします。

事案1については、組合費352万円を着服。この件は、2021年、令和3年10月23日から令和4年9月15日までの間に当該職員が着服をしていたということが分かったというのが内容であります。

事案2に関しましては、備品ですね、教育委員会職員が教育委員会所有のタブレット、デジタルカメラなどを質屋に持っていったという事案になります。この2件についてお願ひいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）おはようございます。

それでは、尾崎議員よりご質問がございました本村職員による2件の不祥事発覚までの経緯についてお答えをいたします。

その前に、議会開会の提案理由の説明冒頭でもお断りをさせていただきましたが、まずもって今回2件の不祥事につきましては、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であり、公務全体の信用を損ない、かつ不名誉な結果となりましたことを心よりおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

職員一同、信頼回復へ向け気を引き締め直し、全力で業務に邁進する所存でございます。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、お尋ねのまず事案1の西原村役場職員組合における当村職員であります組合員の組合費の着服事案についての不祥事発覚までの経緯についてご説明を申し上げます。

令和4年9月15日、職員組合の定期大会において、役員交代により後任の組合会計担当者へ引き継いだ後、会計残高が一致しないことから組合員で調査を進めた結果、令和4年11月頃に組合役員から事案1の当該職員へ確認をしたところ、組合費を着服していたことが判明いたしました。

当該職員は、賭け事のために、同組合名義の預金通帳より、先ほど申されましたとおり、令和3年10月23日から会計を引き継ぐまでの間、合計34回にわたり352万300円を着服したことを認め、着服金は令和4年12月16日に当該職員から同組合に全額返済をされております。

続きまして、事案2の教育委員会所有物の不正持ち出しに伴う質屋預け入れによる金銭借入れ事案についての不祥事発覚までの経緯につきましては、物品を許可なく持ち出し、預け入れた質店側より本村所有と分かるシールが貼ってあったため警察署に連絡をされ、本村に令和5年8月14日に警察署より当事案について問合せがございました。

当事案につきましては、当該職員に確認しましたところ、物品を許可なく持ち出し、熊本市内の質屋に預け入れ、金銭を借り受けていたことが判明しております。

当該職員は、自己の借金返済のために、西原村教育委員会所有のデジタルカメラ1台と予備の学習用タブレット端末4台を令和5年7月2日から同月5日の間に3回にわたり質屋に預け入れ、計5万5,000円を借り受けたことを認め、物品は令和5年8月15日に本人から全て返却をされております。

以上が2件の不祥事発覚までの経緯でございます。

○1番議員（尾崎幸穂君）公表までの経緯は。

○村長（吉井 誠君）続きまして、公表までの時間差についてご説明を申し上

げます。

まず、今回2件の不祥事につきましては、違いをまず最初に述べさせていただきます。

事案1と事案2につきましては、大きな違いとしまして、事案1につきましては被害者が職員組合、事案2につきましては被害者が西原村ということでございます。

事案1に関しましては、村としましては、決裁権も一切ございませんし、被害者ではございませんので、調査の権限もありません。一方で、事案2に関しましては、決裁権もあり、村が責任を持って調査をしなければならない案件でありました。

事案1の西原村役場職員における当村職員であります職員組合の組合費の着服事案につきましては、報道等への公表を令和5年8月11日に行っております。

当事案につきましては、昨年11月に村職員組合から村に対し報告を受けておりましたが、村としましては、公務外のことであって、被害者である職員組合によります内部調査や組合による対応等について見守っておりました。

報告を受けた際は、組合の執行部のみで今回の事案を把握していた状況でありましたので、まずは当事案につきまして組合員への説明を行い、本人から組合員全員への謝罪や刑事告訴の有無の確認などを行うよう話をしたところでございまして、職員組合の対応をまずは尊重して、村としてはその対応を待っていたために皆様に公表するまでの時間を要したところでございます。

本事案につきましては、組合側へもう少し早く決着するよう促したほうがよかったのではと、今後、反省すべき事案であります。組合側からも、発覚から調査、対応が遅れましたことに対し、反省とおわびの申入れがっております。組合も規模の大きい自治体では、組合職員の中から専従職として組合活動やこのような不祥事の調査、対応など勤務時間内に従事することができますが、当村のような規模の小さい村での組合活動につきましては、役場の仕事をそれぞれ持っておりますので、職務時間外に執り行わなければなりません。

いずれにしましても、公表が遅れましたことに関しましては、住民の皆さんの不信感を抱かせるような結果になりましたことに関しまして、大いに反省すべき点であり、今後は組合側とこのようなことのないよう協議していかねばならないというふうに思っております。

事案2の教育委員会所有物の不正持ち出しに伴う質店預け入れによる金銭借入れ事案については、令和5年8月14日に事案2を把握した後、調査、それからまた本人が質屋から借り受けていたことを認めましたので、同月16日に報道等への公表を行っているところでございます。

以上でございます。（「3番目も」の声）

○議長（山下一義君）再発防止も。

○村長（吉井 誠君）続きまして、3番目の再発防止ということについてご説明を申し上げます。

先ほど尾崎議員よりお話がありましたように、当該職員の処罰につきましては、2人とも懲戒免職という結果になりました。懲罰委員会からの具申を受け、また職員組合側からも軽減できないかということで申入れがございましたが、村としての姿勢を示さなければならないという思いで、免職という厳しい決定に至りました。

再発防止策につきましては、まずは今回2件の職員による不祥事の報道後の8月18日に、職員を大会議室に集め、朝礼を行い、私から今回の不祥事の報告を行い、コンプライアンスの徹底などの訓示を行いました。また、緊急課長会議においても職員の服務規律の確保を図るよう指示をし、各課での各協議会等の会計などを取り扱っている部署につきましては、再度内容の調査、確認や、また備品などの管理についても再確認を行うよう指示をしております。また、先月の8月30日と31日にコンプライアンス研修を全庁で実施しており、その内容、今後の計画などの詳細につきましては、後ほど総務課長より説明を申し上げます。

今回の不祥事により職員が2名減となり、早急には対応することはできませんが、来年度より担当職員を配置し、新人研修や法令遵守（コンプライアンス）の研修をはじめ、各協議会等の会計の取扱いについては不定期、抜き打ちで検査を行うよう人員を配置して再発防止につなげていくならばと考えております。

一方で、職員の心のケアにつきましても注視をしなければならないと感じております。先日の朝礼では、職員に対して、借金や失敗、心配事がなかなか人に言えない、話すことができないかもしれないが、大事に至らないために早めに誰かに相談をしてほしい。また、今回の不祥事は、本人のみならず、併せて家族、親族などにも迷惑をかけることになり、これから先、生活をしていく上でも相当なハンデを背負うことになる。この不祥事を重く受け止め、自分なりに考え、私を含め職員各位も、この件を他人事と思わず、もう一度襟を正し、気を引き締めて、職務内、職務外を問わずコンプライアンスを徹底し、二度とこのような事例が起きないように、全職員で協力し、村民の信頼を一日でも早く回復できるよう皆さんと一緒に取り組んでいこうということを誓いました。

信頼回復のため、全職員一丸となって取り組んでまいります。どうか議員各位におかれましても、なお一層のご指導とご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）先ほど村長からありましたとおり、コンプライアンス研修及び今後の計画などについてお答えいたします。

今回実施いたしました職員のコンプライアンス——法令遵守でございますが——の研修につきましては、先ほど村長からありましたように、8月30日と31日に、外部講師をお願いをして、1回2時間の研修を午前、午後に分けて計4回行いまして、職員はどれか1回に参加をするようにして開催をいたしました。職員対象者105名に対し、参加者が99名、予定があり参加できなかった者につきましては、資料の配付と概要の説明を行っております。

主な内容につきましては、まず1点目が、コンプライアンスの考え方として公務員倫理、公務の特性、コンプライアンス推進のために行うことなどについてでございます。

2点目に、公務員の不祥事事例について、その事例とコンプライアンス違反の動機やその背景などについてご説明がございました。

3点目に、身の回りのコンプライアンス意識として、利害関係者との間における禁止事項、秘密漏えいへの注意、業務上のミス防止に向けてなどございました。研修は、グループ等で相談をしたりなどありまして、真剣に考えながら研修を受けており、実のある研修であったと考えております。

今後は、会計事務研修につきましては、9月20日と21日に同様にして実施を計画しております。予定ではございますが、主な内容につきましては、財務会計制度、会計事務執行上の原則、不適切な会計処理などを予定しております。

また、平成27年度から本村において発生しました行政情報の不適切な取扱いの再発防止及び個人番号関係事務などの特定個人情報保護を含む情報セキュリティポリシー研修を毎年行っております。そのほかに、熊本県市町村職員研修協議会においては、新規採用職員研修、新規採用職員のフォローアップ研修、これは採用から半年後に行われるものです。それと、職員の5年目研修、10年目研修、それと新任係長研修、新任課長研修、それと各種業務関係の研修などにも参加をさせております。

以上が主な内容でございますが、今後も様々な職員研修など必要な研修に参加させながら、職員一人一人の地方公務員としての意識強化を図っていき、二度とこのようなことを起こさないように組織全体としての意識改革を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）処分に関してなんですけれども、人事院の処分の指針についてをちょっとインターネットのほうで確認をしました。

まず、公金官物取扱い関係、これが多分事例2に当たると思うんですけれども、これの横領はもう免職のみとなっております。事例2の場合は公務外

非行関係になりますので、この横領は「自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする」となっております。なので、事案2に関しては、村の物である村所有の物を横領し、販売、換金したので、もう確実に免職となるので、素早い対応ができたのかと思います。

じゃ、1に関しては、被害者が組合であると。村ではないということなので、この人事院の処分に照らし合わせると、免職か停職かで処分をしないといけない。ということは、しっかりとした調査が必要であるために、これだけの時間がかかった、調べてもらう必要があったということだと思いますが、調査権が村にない。組合が行いますが、専従する組合専従職員がないから時間外に調査を行うために時間がかかったという答弁だったと思いますが、令和4年11月に村長に報告があり、令和5年8月の報道までの間に9か月もかかっております。これだけかかっているので、住民の皆さんからは、この事件を隠蔽しようとしたのではないだろうかという声が上がっており、当村の行政に対して不信感を持っていらっしゃる方が多くいらっしゃいます。村として村民の皆さんに不信感を持たれないようにもっと早く決着するように促すことはできたはずですが。

先ほどもおっしゃっておりますが、促す必要があったのではないかとおっしゃってございました。この事案1が、もっと早くに厳しい処分が下っていれば、これはたればの話になってしまいますが、もしかしたら事案2の件が起らなかったのかもしれないというふうな思いもあります。こちらの件に関して、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、事案1、事案2に関して、発覚後、処分が下されるまで、この2名の職員は当村で勤務をしていたのかということをお伺いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）まず、事案1の8か月、9か月余りを要したことにつきましては、本当に反省すべき点であったと思います。まず、12月ぐらいに一報を受けて、執行部のほうで、執行部の弁護士さんだったり県庁のほうへ問合せを行っております。この事案につきましては、職員組合の件でありますので、職員組合のほうへ差し戻して告発をするのかとかというのを申入れをしているところでございます。

それを受けて、職員組合は、自治労県本部であったり自治労付の弁護士さん等に幾度となく協議をする一方で、話を聞いた限りでは、決算報告書が実際、本当に全て合っているのかどうか、伝票等があっても、例えば請求書がA社というところから来ていることに関してもA社に問合せをして、その金額が合っているかどうかというのを一から見直しを行っていたという話を聞いています。

その後、執行部のほうからも何回か経過報告だったりとか、もうちょっと早くできないかということで協議をしておりました。組合のほうも、毎年9

月中旬から下旬ぐらいに定期大会がありますけれども、その前にはどうにか決着をつけたいという話がございます、恐らくぎりぎりの8月になったんじゃないかというふうに考えております。

いずれにしても、本当に住民の不信感を抱くような期間でありまして、今後、十分反省と検討をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

次のご質問なんですけれども、早く1件目の事案を公表とか反省してれば2件目が起きなかったんじゃないかというお話でございます。もちろん本当に今こうなって考えてみると、1件目を早く処理してれば2件目の事件にならなかった可能性は大いにあると思っております。

これからは、全職員一丸となって、いろんな活動、コンプライアンス研修であったり、職員個人でもう一回自分事と思い直して、反省、それからまた信頼回復に向けて、努力していかなければならないというふうに感じているところでございます。

以上でございます。（「発覚後も勤務をしていたか」の声）

それから、職員が発覚まで勤務をしていたかということについてお話をさせていただきます。

いろいろ調査をしてみまして、職員が逃亡しないとか、事実を隠蔽しないのであれば、職員は勤務させるべきという話を伺っておりましたので、本人も事実を認めて反省して、隠蔽、逃亡等も確率がほとんどないということで、勤務をしていたような状況でございます。

以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）勤務をされていた件に関しては、やっぱり住民の皆さんも、あんな事件を起こしてまだおらせるとかという、厳しいお声もありました。発覚したのが8月なので、それまで知らない間に勤務をされていたというので、このまま黙って過ごせば、そのまま分からずに過ごしていた。やっぱり村は隠そうとしていたのではないかという、本当に厳しい意見を何度も聞きます。一人の職員を停職、休職、免職させるのは大変だと思います。その職員の仕事を誰かが背負わないといけないのですから。それをもしさせるのであれば、分かっているところをまず公表をした上で、こういうことです、こういうことでありました、こういうことであるので、職員をと、今の説明を住民の皆さんにして、納得していただく必要があったのではないかなと思います。

せっかく村の人口増加率が全国4位ということで、ちょっと勢いに乗って開発が進んでいくんじゃないか、もうちょっと村が盛り上がるんじゃないかということで、村の皆さんも、工業団地だ、アパートがいろいろできて、人口が増えているという、にぎわっている状態で、こんな不祥事が出てしまっ

たので、本当にかっかりしております。

この信頼回復をするには、村長一人だけではなく、行政職員の皆さんの一人一人の気持ちが大変だと思います。村長、やってしまった職員の管理職の方が、いろいろ処分を受けると思いますが、皆さん一人一人が、誰かが処分を受ける、本人が処分を受ける、それでいいたいではなく、本人一人一人が自分のこととして、コンプライアンス研修もしかり、法令遵守の研修もしかりですが、これを受けたとしても本人次第なんですよ。ただ受けるだけ、じゃなく、自分一人一人のこととして考えるようにしていけないと思います。

それは、管理職の皆さんが下の職員の皆さんに態度で示すというか、自分が見本となるようにしていけないと思いますので、これからも村のために、住民のためになるように一生懸命、議会も協力していきますので、頑張っていきたいと思います。一緒に頑張ってくださいというふうにしか言えません。村長だけではありません、教育長だけではありません、管理職だけではありませんので、気持ちを引き締めてやって、信頼回復に努めたいと思います。一緒に協力してやっていこうと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

○1番議員（尾崎幸穂君）はい、いいです。

○議長（山下一義君）受領番号1番、9番議員、桂悦朗君、件数2件、発言を許します。

（9番議員 桂 悦朗君 登壇 質問）

○9番議員（桂 悦朗君）おはようございます。9番議員、桂です。

通告しておりました2件について、村長の考え、また経過報告、どうなっているのかをお聞きしたいというふうに思います。

まずは、大切畑ダム周辺の利用計画についてお聞きしたいというふうに思います。

この件につきましては、2019年6月に一般質問をしております。俵山や新しくできる大切畑ダムの景観を生かした観光スポットとして、国内外から訪れる観光客、また近隣の市町村から来られる来客が癒やせるような場所にするなど、様々な案があると思いき、協議する場を設けてもらいたいということで質問しております。

あれから4年たちました。県との協議はもちろん進んでいると思います。しかし、村としては、これまでダムの管理をしてこられた小森土地改良区や本村の観光に尽力されている観光協会、また商工会等の皆さんと協議を重ねてこられていると思っております。どのようなメンバー構成で協議をされたのか、また、これまでの進捗状況はどうか、そこらあたりを最初にお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問がありました大切畑ダム周辺のこれまでの利用計画について、どのようなメンバーで協議をしていたか、また、進捗状況についてお答えをいたします。

まず初めに、大切畑ダム本体工事の進捗についてご説明をさせていただきます。

現在、令和7年12月のダム堤体完成に向け工事が進められているところでございます。本年10月19日には、堤体基礎に着工するため、蒲島知事をはじめ国会議員、県会議員、関係者を招き、定礎式の式典が予定をされておりますことをここでご報告させていただきます。

現在の工事の進捗率につきましては、全体の約50%ということをご報告させていただきます。

議員お尋ねの跡地利用検討委員会メンバーにつきましては、地元の袴野区、小森土地改良区、商工会、地元議員、大切畑ダム復興事務所、また担当の役場建設課で会議を行ってまいりました。

進捗につきましては、令和3年1月21日及び同年2月15日の2回会議が開催されているのみでありまして、それから現在に至るまで跡地利用計画の会議についてはなされていないという報告を受けているところでございます。

本年度の予定につきましては、ダム周辺利用計画を策定するに当たりまして、本年6月に建設課にて検討委員会の設置要綱を作成し、告示をしているところでございます。

本来であれば、8月中には検討委員会を開催したいというふうに計画をしておりましたが、7月の豪雨により担当課が災害対応に追われたということで、今後の予定としましては10月に第1回の検討委員会を開催できればと考えております。

なお、検討委員につきましては、地元の袴野区をはじめ地元議員さん、小森土地改良区、学識経験者、また、ダム復興事務所、役場からは関係する全ての課を集めて予定をしているところでございます。その中で委員の皆様には様々なご意見を集約していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今の答弁で、本年度の6月に建設課で検討委員会の要綱を作成した。検討委員の選定及び委員会を8月中にする予定だったということですね。災害対策で追われてできなかったということですが、この4年間どういうふうに進めてこられたのか。私はそこがどうも不思議でたまらない。やっていないのと一緒にですね。それでよかったのかなと。

あれだけ私が一般質問したときに、前村長が答弁されて、その後、委員会

をつくって進めていきますよということを言われていたんです。それがその年、令和元年だったからですね。でも、あれからすると令和5年度には完成する予定だったんです。ということは、今年はまだ大体完成する予定でしたよね。ところが、今のところ令和7年度の完成予定となっております。

これは本当に早めに対応していかないと、県のほうは、ただ埋めればいいんです。ところが、うちのほうは要望して、こういうふうにやってほしいというのをやっぱり計画を立ててやらないとできないわけです。そういう面を考えると、本当に早急に掘り返して、そして方向性をやっぱり決めていかないかんし、そこらあたりをやってもらいたい。

これまでは、小森土地改良区で草刈り等をされて、ダムの施設管理は今までやってこられたわけですよ。今後も新しいダムについては小森土地改良区のほうで管理はされるのではないかなというふうに思っております。しかし、埋立地については、かなりの広さがあるんです。今後は村で管理しなくちゃならないのかなというふうに思っております。県との話合いでは、どのようにそこら辺がなっているのか。

また、この埋立地の利用について、私が2年ほど前に前村長にちょっとお伺いしたことがあるんです。そのときに、東海大学野球場として考えているという話を聞いたんです。ほかにいろいろ検討もしているということだったんですが、これは個人の考えなんです。検討していないわけですから、話合いをしていないわけですから。個人の考えでこういうことを言われたということは何かあったのかなとしか思えません。だから、やはりこういう問題を個人の考えだけでやってもらったら、開発ができないんじゃないかなというふうにも思います。

しかし、野球場も一つの案だというふうには思っております。これは私だけの今意見ですよ。ほかの人はそういうものをという考えになるかもしれないけれども、それはもう検討委員会で話し合ってもらいたいなというふうに思います。検討委員会でそのような話が出たのかなと思ったけれども、個人の思い入れだったのかなというふうに思います。

でも、公式野球場となると、20m以上のネットをしなくちゃならない。また、埋立地に支柱を立てて、そこにネットを張らなくちゃならないということであれば、どうなのかな、大丈夫かなというのは、私たちですけれども、一般の人もそう思われるんじゃないかな。また、かなりの風が強いですよ、あそこは。そういうものを考えて、やっぱりやってもらいたいというふうに思います。

また、自然豊かなこの場所にマッチするのかなということも考えれば、ああいうところに高いネットをしてできるのかなと。周りから見たら、そこに観光しに来るのかな、人が寄ってくるのかなということも考えられます。

また、本村の5年先、10年先を考えると、自然を生かした近隣の市町村か

ら気軽に遊びに来られる場として、子どもたちが遊べる公園やスポーツ施設。スポーツ施設といってもサッカーをできるような施設です。そういう施設、だから建物を建てないといけないとかいう問題じゃない。建物はあそこに建てられませんので、建物が建てなくても、そういうスポーツ施設、それと各種イベントができるような施設、そういうのを整えた公園整備を計画するのも一つの考えだというふうに思っております。

あそこを見たら、阿蘇方面に訪れる多くの観光客が、西原村を今、素通りしているというような声も聞きますので、萌の里周辺から大切畑ダム周辺にかけて観光地として立ち寄ってもらえるような環境づくり、環境整備をやったりやっていかなくちやならないのかなど。それが西原村の活性化につながってくると思っておりますので、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）もしかしたら、以前の日置前村長の答弁と一部重複する内容もあるかと思っておりますけれども、現在の私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

まず、跡地につきましては、旧ダム堤体が南へ237m移動したことによってできます県道熊本高森線沿いに位置します下流側の新しいダムの上流側に位置する箇所2か所、県道側と出ノ口側、2つございます。どちらも、県道沿いは平場としましては全体面積が3.3haありますけれども、実際、平場となりますのは約1.2haと聞いております。また、上のほうの、出ノ口方面の空き地につきましては、約1haの平場ができるというふうに聞いております。桂議員が申されましたように、断層近くということで、建物はなかなか厳しいんではないかというふうに感じております。

では、何ならできるのかを考えたときに、桂議員が申されましたとおり、公園的なグラウンドまたは芝生広場などが現実ではないかと思っております。

ご質問でありましたように、国内外から訪れます観光客の受入れができるような施設や環境整備は、大変魅力的であるというふうに私も感じております。特に、ダム下流域の跡地につきましては、南阿蘇へ抜ける熊本高森線沿いにありまして、好立地でもございます。西原村を阿蘇へ向かう観光客の通過点ではなく多くの方々に立ち寄ってもらえるスポットとして考えた場合、改めて絶好の位置だというふうに捉えております。施設、建物などに関しましては、できないかもしれませんが、西原村の魅力を発信できるような場所となるような整備ができればというふうに考えているところでございます。

例えば、水上村にあります市房ダムですか、そこは桜の名所としても大変有名であります。芝生広場に桜を植えることも一つの案かと思っております。何らかの方法で人を誘い、そこに人が集まって西原村の観光的施設を紹介する施設等を設置できれば、情報発信の場とすることもできるのではと考えており

ます。

ダム上流の跡地につきましても、これはもう私の個人的な案でございますけれども、袴野地区からも近いということでございまして、袴野地区の憩いの場または最近はやっておりますオートキャンプ場として利用ができないかなども考えているところでございます。

それから、以前は、地震前は、ダム周辺には周回道路、外周道路がございました。こちらも周辺整備として、ダムの外周の散策道路として検討できないかというふうに考えております。

しかしながら、跡地も熊本県の土地でありまして、実際の使用に関しましては県と相談しなければなりません、ある程度の制約があるんじゃないかというふうに感じております。また、桂議員が申されましたように、維持管理に関しましては小森土地改良区が基本的にするというふうになっておりますので、この維持管理に関しまして、土地改良区のほうに相談をしながら、できるだけ負担がかからないように皆さんと共に考えていかなければならないんじゃないかというふうに捉えております。

何をするにしてもある程度の費用が必要となってきますし、また、それから先の維持管理費用についても発生することが考えられます。これらを皆さんと共に十分検討していきたいというふうに思っております。

当面、整備費につきましては、基本的には熊本県のほうにお願いをして、整備費用を出してくれないかということで訴えていきたいというふうに思っております。しかしながら、どうしても県が負担できないということでありますならば、村のほうも辺地事業債を計画に入れておりますので、そういうのを活用して、できるだけ県の負担をいただきながら、出費を少なく、今後の計画につなげていければというふうに思っております。

実際、令和2年度から何もなかったことの件につきましては、令和2年度につきましては、コンサルタントの費用が一部県でつけられていたという話を聞いています。その後、県のほうで予算要求をしたんだけど、なかなか予算が取れなかったということで話を聞いております。できれば、今後は、県で取れないならば、村のほうでも多少なりとも出して、積極的に、もう本当に、本来であれば計画も固まってできている時期でありますので、皆さんと一緒に早急な事案として捉えて頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、村長が答弁されましたけれども、村長の考え、それも私は必要だと思うんです。必要なのを、要するに委員会をつくったら、委員会の中でそういうものを出してもらって、そして委員会の中からもいろいろな意見をもらって、その中でどうしていくのか。それをやらないと、固まっ

てしまうんですね、考え方が、これですみますよと言ったら、もうみんな、ならそれでいこうかという感じじゃないですか。それじゃなくて、皆さんの意見をいろいろと聞いてほしい。

それと、民間のノウハウというのは、やはり大事です。民間の人というのは、いろんな考えを持って、自分も商売されておるし、いろんな仕事をされておるわけです。うまくそういう人たちの知恵も借りてやってもらいたいなというふうに思っております。

この熊本高森線は、行楽シーズンや南阿蘇でのイベントのときには、かなりの渋滞になるんです。この車の流れ、また人の流れを西原村への人の流れに変えたいものです。そのためには、県道28号線にあるこの大切畑ダムの開発というのは、大変重要じゃないかなというふうに思っております。この地を起点に西原村に多くの人々が訪れてくれることを期待したいというふうにも思っております。少しでも多くの人々の意見を聞き、そして早めに図面をつくれるようにしてもらいたいなというふうに思いますが、その点についてはどうですか。

○**村長（吉井 誠君）** 図面ということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、県のほうには、今、現在予算がついていないような状況でございます。図面になりますと、コンサルタントに委託をする形になりまして、ある程度の費用が必要になります。今後、県と速やかに協議をしまして、どうしてもつけられないということであれば、できますれば村のほうで、将来の構想もございまして、図面作成で費用を取らせていただければというふうに考えております。一番は県のほうにお願いするという形で、予算取りをやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**議長（山下一義君）** まとめてください。

○**9番議員（桂 悦朗君）** 私も当時、県の人とちょっと話したことがあるんですが、県のほうでは、早めに村のほうからこういうふうな構想を出してもらおうということになれば、図面は県のほうで引いてもいいですよということだったんです。やっぱりそういう面では、遅くなれば遅くなるほど県も予算は取りにくいところがあるんじゃないかなと。だから、早めにやっぱり行動はしていかなきゃならないというふうに思います。だから、今後も早めに進めていかないと、県のほうも困るんじゃないかなと。ただ埋めればいいのかということになれば、困るでしょう。

実際あそこには駐車場も必要になってくるだろうし、それと、あそこはかなり、高さが5mぐらいになって、その下のほうがグラウンドになるという。そうすると、今度は排水とかそういうところまで全部考えなくちゃならないんです。今、相当な豪雨があるじゃないですか。そういうところも含んで、やっぱり早めにしていないと、どういうふうにして、じゃ、その水を外に流

すのか。そういうのも検討していかないかので、やっぱりそこらあたりを早めにしてもらいたいというふうに思います。委員会ができれば、もう何しろ早めに進めてもらいたいというふうに思います。

次に、泉力の湯の建物についての質問ですが、泉力の湯の建物については、熊本地震後に耐震調査をされております。木造建築物については、耐震強度を満たしていないからということで、耐震補強をしなくちゃならないということだったんですね。それと、内装、外装の改修工事が必要であると。それが調査結果で報告されております。

総合的な判断としては、公共性のある建物としては、再利用することは、耐震補強工事、改修工事に要する費用対効果で、そういうものを考えれば厳しいだろうという報告があったということで、前村長から答弁されました。

しかし、熊本地震から7年経過しておりますが、今、手つかずの状況で、そのまま放置されておる状況ですよね。既存のこの施設を再利用するのか、解体するののかも含めて、跡地の利用計画はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）泉力の湯の跡地利用ということで、既存施設を再利用するのか、解体するののかも含めた跡地の利用はというご質問にお答えいたします。

令和元年第2回定例会の一般質問で、桂議員より同様の質問をされておりますが、これまでの経緯につきまして、もう一回簡単に説明をさせていただきます。

泉力の湯跡地につきましては、平成27年度に競売により落札をしております。当該施設を含めた跡地利用の検討につきましては、平成27年度に一般社団法人熊本県建築士事務所協会に既存建築物調査業務を依頼し、主に老朽化に伴う構造上の問題点として耐震診断と補強方法を調査しております。

当時の調査の結果、木造建築物につきましては、建築基準法の耐震強度を満たしておらず、再利用に当たっては、耐震補強工事に併せ、内装及び外装の改修工事が必要であるとの結果報告が出力されております。そのほか、浴室等の腐食が著しいことから、再利用の場合には補強、改修が必要な状態でありました。建築物調査結果の総合的な判断としましては、公共性のある建築物として再利用をすることは、耐震補強工事、改修工事に要する費用対効果の面からも厳しいとの結果報告でございました。

桂議員ご質問の泉力の湯跡地の今後の活用についてですが、当該土地及び既存施設の活用につきましては、建築物調査の結果及び、その後の熊本地震で被害を受けており、改修してからの再利用につきましては、個人的には大変困難ではないかというふうに考えているところでございます。当該施設跡地の活用につきましては、既存施設の解体や新たな公共施設等の建設等も含

めました跡地の利用計画を検討する必要があるというふうに思っております。

プラス、先ほど桂議員が申されましたように、民間を活用してできないかと。例えば、開発業者に今後の利活用についてのプレゼンを公募して、例えば再利用のアイデアの業者の方と協定を締結して、それに向けての当該地の売却とか開発ができないかというのも一つの案かと思っております。できれば本当に協議会と併せて民間をできるだけ活用して、できますなら、見晴台の中には大学の先生が2人おられますので、学識経験者、産学官合わせて皆さんと一緒に取り組んでいければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、見晴台の学者の先生と言われた。私もその先生と話をしたことがあります。いろいろ考えておられます。だから、周りから見ていると、あそこはいいなという人たちもおられるんです。その利用をうまくやっていたら、あそこは栄えるんじゃないかなという話を聞きました。そういうこともありまして、早めの対応をしていかないかなというふうに思っております。

この場所は、高台であり、またダムも一望できる。そして、ましてや西側を見れば空港も一望できる場所でもあります。更地にされれば、そういう出店を何かしたいなというところから問合せが多く来るんじゃないかな。今のままではなかなか難しいんですね。あそこは何かやぶの中にあるような感じでしょう。だから、そこらあたりをきちんと考えてもらいたい。

今は空き家であっても村が所有している場所ですので、周囲を草刈りはしなくちゃならないんじゃないかなと、そう思いますが、この件も含めて、今後どうされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）まず、周辺の管理ということで、本当に草が生えていて、ちょっと見苦しいような状況になっております。集落内の見晴台の住民さんからもご指摘を受けていまして、あんまり汚いということで、何か最近産業廃棄物が、冷蔵庫だったかな、洗濯機なんかも捨ててあったりとか、または水車が老朽化して壊れかけておりましたので、台風の前に撤去という形を取らせていただいております。また、その周辺に関しましても、現在、大切畑ダム事務所に一部駐車場用地等で貸しておりますので、これもダム事務所の方々と協議をして、ある程度きれいな形で、住民の皆さんから見ても見苦しくない程度に管理をしていかなければならないというふうに思っております。

もう本当に、当地区につきましては、桂議員が申されますように、南を見れば大切畑ダム、西を見れば熊本市内とか、天気がいい日は、有明海、雲仙

普賢岳ですか、あと夜の夜景も相当きれいということで、本当にすばらしい土地であるというふうに思っております。

今後、先ほど申しましたように民間を活用したり、周りの方々に意見を聞きながら、よりよい方法で検討委員会を設けてやっていくならばというふうに思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今言われたように前向きに考えてもらって、そして、どうしたら一番いいのかということで検討してもらって、やってもらえればいいのではないかなというふうに思います。

大切畑ダムの周辺の開発が進み、多くの人たちが足を止めてもらえる。また、立ち寄ってもらって、そこでお金を落としてもらえるような、地元観光開発業者の売上げ増にもつながるんじゃないかなというふうにも思いますので、そういうものも計画の中に入れてもらって、どうしたらいいのかなというのを考えてもらいたい。

これは、ちょっと脱線するわけじゃないんですが、これは全体的に西原村を考えて質問したいんですが、東海大学キャンパスがオープンし、また菊陽町にT SMCの工場が2023年には完成するというので、本村の人口も徐々に増加してきております。

しかし、住民の生活においては、高齢化とともに買物が困難な方々が徐々にまた増えてきているというお話も聞きます。前回、施設誘致で質問しておりますが、人口、人の流れが少ないので、今のところ難しいという、そういう答弁だったというふうに思います。しかし、近隣のまちでは、人口増に伴い、既に新たな目標を立てて取り組んでおられます。本村もまずは人口1万人を目標に計画を立てて進められたらどうか。西原村の人口増に伴い、環境整備を急ぐことは急務ではないでしょうかということで、そのためには大切畑ダム周辺、泉力の湯跡地を含めた開発というのは、もう絶対必要であります。

というふうに思いますので、今後、多くの来客がこの地を起点とし、ミルク牧場や白糸の滝等の観光スポット巡りができればというふうに思いますが、村長、最後に一言。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）お尋ねの大切畑ダム周辺、大切畑ダムから萌の里、お池さん近辺の周辺整備、また、そこを起点としたミルク牧場であったり白糸の滝であったりの観光施策について、私からお話をさせていただきます。

大切畑ダム周辺のダムから萌の里、お池さん周辺整備につきましては、自然景観や農村風景、そして周辺の多種多様にわたる最近ではレストランとかいろんなお店が、西原村の魅力ある観光スポットとして定着をしているとい

うふうに思っております。

しかしながら、先ほど申されましたように、交通機関を利用しての集客につきましても、現在のところ、たかもり号のみとなっております。この先なかなか増便とかが見込めるような状況ではないのが現状でございます。来訪者それぞれが車やタクシーなどでお越しいただくということで、交通手段には限りがあり、大規模な集客につながっていないのが現状でございます。

また、南阿蘇への通過的な要素もございまして、村としましてもどうにか西原村に足を止めて滞在していただけるような施設ができないかという必要性を非常に感じているところでございます。

この大切畑ダムの跡地の利用につきましては、今後、様々な観点から検討されることとなりますが、村の観光拠点として整備を行うとなれば、大切畑ダム周辺については復旧工事、前は桜の名所でもありましたように、四季折々に樹木や草花が色づくような公園整備や、中規模、小規模の様々なイベントが開催されるような広場、併せて袴野地区、桑鶴地区とを例えばレンタルバイク、レンタル自転車等で散策して巡ることができるような周辺コースの設置と併せまして、拠点となります駐車場の整備など、西原村の観光の核となるような計画が今後できればというふうに私も思っております。

また、同時に、海外からのインバウンドの観光客にも対応するために、韓国語であったり、中国語であったり、その他の英語とか、いろんな国の言葉を入れた周辺施設の観光案内板やパンフレットの作成等、これからの海外からのインバウンド需要を見据えた施策を商工会、観光協会とも協議を行いながら計画をしていかなければならないというふうに感じております。

先日なんですけれども、台湾の商工会関係の方々と空港周辺の市町村長による日台交流促進懇談会というものが先月の8月28日に開催されまして、私もそこに出席をさせていただいたところでございます。その中で、台湾の商工会関係の方々が日本で言う横浜の中華街みたいなやつをどうにか熊本で、熊本の空港周辺で台湾街みたいなやつをつくりたいということで、土地はどこかないかという問合せが私にもございました。

もう本当にこれは個人的な私の意見なんですけれども、例えば萌の里からお池さんまで、昔は宿場町として栄えていたというふうに話を聞いております。絵も何枚か見たことがございます。そこに、ちょっと調べてみますと、西原村の土地がたくさんございます。一部入会地も入っているかと思えますけれども、そこら辺に台湾街を誘致できないかなというふうには考えているところでございます。近隣に民家も少なく、空港まで近いということで、また萌の里の駐車場、それと馬頭山の駐車場、第2駐車場もございます。そこら辺で何かできないかと。

もし台湾街ができますならば、例えば台湾の有名な観光地であります九份ですか、台湾語でジョウフンというそうですが、そのような町並みが西原村

にできますならば、もう本当に国内外より全国、日本からも多く足を運べて、もしかしたら、例えば空港から、熊本市内から、空港経由のバスの便とか、大津からの便が自然と増えてくるんじゃないか。すると交通の面もおのずとよくなるんじゃないかというふうに考えたりもしているところでございます。

いずれにしましても、もう本当に先日の、先月末の話でございます。この話を伺ったばかりでございますので、どうなるか予測がつかないところもありますけれども、しかしながら、こうして問合せがあったということは、チャンスであると捉えております。スピード感を持って村内で幾つかの候補地を選定して先方に提示できれば、誘致できる確率は早ければ早いほど上がっていくんじゃないかというふうに思っております。

今後も皆さんと協議をしながら、積極的に、さっきの大切畑ダムの周辺整備の検討委員会のほうで、こういう話もさせていただいて、今後も積極的に営業活動、アピールをしていきたいというふうに思っております。

本当に、全てのことがうまくいくものではないというふうに思っておりますけれども、可能性がある限りは皆さんと一緒にチャレンジしていきたいというふうに思っております。どうか皆様のご理解とご協力、お力添えをいただいて、積極的に頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○9番議員（桂 悦朗君）はい、まとめます。

今、村長が言われましたけれども、熊本へのインバウンド需要を見据えて、外国語表記を周辺の施設の観光案内板とかパンフレットにということで作成する計画もということを考えられて、TSMCが来て、台湾から来られる方がかなり多くなって来る。ということは、最後に言われた中華街もそうではないかなと。そういう人たち、海外から来られる方たちをいかに受入れできるか。これも今から先の村には必要ではないかなというふうに思っております。

そういう面では、みんなでやっぱり話し合いをできる場に、そういうものを出してどうするかということで、いろんなところを見て回って検討していかなくちゃならないのかなというふうにも思っておりますので、そういうものを表に出してやっていかんところが出てくるのかな。でも、その中で、どうやったら西原村に来てくれるかということのを頭の中に常に入れておいて計画を進めてもらいたい。そして、どういうものだったらここに合うんだなということでやらないと、後であそこはいかんだったねということではできませんので、そういうところを検討会の中ではじっくり話し合ってもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前 11 時 17 分）

（午前 11 時 29 分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

尾崎議員。

○1 番議員（尾崎幸穂君）申入れですけれども、ちょっと喉の調子が悪いので、飲料水の持込みを許可願いたいのですが、お願いします。

○議長（山下一義君）ただいま、1 番の尾崎議員より、喉の調子がおかしいので、飲料水を持ち込みたいという申出がありましたので、許可いたします。

日程第 2、認定第 1 号、令和 4 年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 須藤 博君 登壇 説明）

○会計管理者（須藤 博君）認定第 1 号についてご説明いたします。

認定第 1 号、令和 4 年度西原村一般会計歳入歳出決算書、決算書製本 1 ページ、タブレット端末決算書電子データ 2 ページをお開きください。

歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順序で朗読いたします。

款 1 村税 10 億 4,029 万 3,000 円、11 億 4,589 万 9,948 円、11 億 3,014 万 4,094 円、192 万 2,375 円、1,383 万 3,479 円。

款 2 地方譲与税 4,883 万 5,000 円、4,883 万 5,000 円、4,883 万 5,000 円、0 円、0 円。

款 3 利子割交付金 17 万 3,000 円、17 万 3,000 円、17 万 3,000 円、0 円、0 円。

款 4 配当割交付金 335 万 7,000 円、335 万 7,000 円、335 万 7,000 円、0 円、0 円。

款 5 株式等譲渡所得割交付金 230 万円、230 万円、230 万円、0 円、0 円。

款 6 地方消費税交付金 1 億 6,923 万円、1 億 6,923 万円、1 億 6,923 万円、0 円、0 円。

次のページを開けてください。

款 7 ゴルフ場利用税交付金 3,605 万 8,000 円、3,605 万 8,375 円、3,605 万 8,375 円、0 円、0 円。

款 8 法人事業税交付金 1,768 万 7,000 円、1,768 万 7,000 円、1,768 万 7,000 円、0 円、0 円。

款 9 環境性能割交付金 367 万 1,000 円、367 万 1,000 円、367 万 1,000 円、0 円、0 円。

款 10 地方特例交付金 1,377 万 4,000 円、1,377 万 4,000 円、1,377 万 4,000 円、

0円、0円。

款11地方交付税21億7,934万5,000円、21億7,934万5,000円、21億7,934万5,000円、0円、0円。

款12交通安全対策特別交付金0円、0円、0円、0円、0円。

款13分担金及び負担金2,130万5,000円、2,158万9,131円、2,141万6,731円、15万7,400円、1万5,000円。

款14使用料及び手数料3,525万8,000円、3,629万4,256円、3,611万8,456円、0円、17万5,800円。

次のページを開けてください。

款15国庫支出金13億507万3,000円、8億6,825万5,040円、8億6,825万5,040円、0円、0円。

款16県支出金3億2,072万1,000円、3億98万6,178円、3億98万6,178円、0円、0円。

款17財産収入4,802万4,000円、4,804万5,136円、4,804万5,136円、0円、0円。

款18寄付金3億7,754万9,000円、3億7,854万8,980円、3億7,854万8,980円、0円、0円。

款19繰入金5億5,207万4,000円、5億4,743万3,693円、5億4,743万3,693円、0円、0円。

款20繰越金8億924万7,670円、8億924万7,773円、8億924万7,773円、0円、0円。

款21諸収入3,023万円、6,349万8,489円、6,347万5,989円、0円、2万2,500円。

次のページを開けてください。

款22村債9億460万円、4億5,160万円、4億5,160万円、0円、0円。

歳入合計79億1,880万4,670円、71億4,582万8,999円、71億2,970万2,445円、200万9,775円、1,404万6,779円。

次のページを開けてください。歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順序で朗読いたします。

款1議会費8,609万1,000円、8,528万5,340円、0円、80万5,660円。

款2総務費23億9,993万7,000円、18億4,739万6,649円、5億2,921万2,000円、2,332万8,351円。

款3民生費12億1,357万8,000円、11億5,926万7,776円、1,117万5,000円、4,313万5,224円。

款4衛生費3億9,437万2,000円、3億7,506万5,744円、0円、1,930万6,256円。

款5農林水産業費1億8,610万5,000円、1億8,091万5,208円、119万円、399万9,792円。

次のページを開けてください。

款 6 商工費 7 億258万4,000円、6 億2,055万6,344円、7,568万9,000円、633万8,656円。

款 7 土木費 8 億3,629万8,670円、4 億8,178万3,577円、3 億4,493万3,000円、958万2,093円。

款 8 消防費 2 億5,191万3,000円、2 億4,318万5,052円、0 円、872万7,948円。

款 9 教育費 5 億4,336万2,000円、5 億482万2,939円、376万2,000円、3,477万7,061円。

款10災害復旧費3,336万8,000円、3,232万641円、0 円、104万7,359円。

次のページを開けてください。

款11公債費11億5,093万円、11億5,081万1,633円、0 円、11万8,367円。

款12諸支出金1,000円、0 円、0 円、1,000円。

款13予備費 1 億2,026万5,000円、0 円、0 円、1 億2,026万5,000円。

歳出合計79億1,880万4,670円、66億8,141万903円、9 億6,596万1,000円、2 億7,143万2,767円。

次のページを開けてください。

歳入71億2,970万2,445円、歳出66億8,141万903円、歳入歳出差引残額 4 億4,829万1,542円、うち基金繰入額 0 円、翌年度繰越額 4 億4,829万1,542円。

令和 5 年 9 月 6 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）ただいま認定第 1 号の説明が終わりましたが、質疑に入る前に、代表監査委員の河上勝彦君に令和 4 年度の決算について審査報告を求めます。

訂正、お願いします。

○会計管理者（須藤 博君）すみません、先ほど決算書の中で、歳入合計、不納欠損額のところでございますが、ちょっと読み上げの数字を間違えておりましたので、訂正を申し上げます。

訂正で申し上げますと、207万9,775円でございます。よろしく願いいたします。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上勝彦君）代表監査の河上でございます。

ただいまから令和 4 年度一般会計、特別会計、企業会計並びに定額資金運用基金運用状況調書の決算状況につきまして、決算審査意見書を報告させていただきます。内容につきましては、さきに提出しております資料に従い簡

潔に報告いたしますので、よろしく申し上げます。

説明に入ります前に、1か所だけ、ちょっと訂正をお願いしたいと思えます。62ページをお願いいたします。

62ページの下から3行目でございますけれども、「昨年に引き続き71億円弱の歳入決算となっている」ということになっておりますが、「71億円強」、「強」のほうに訂正をお願いいたします。

それでは、内容の説明に入ります。

まず、表紙でございます。令和4年度西原村一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書、西原村定額資金運用基金運用状況調書審査意見書、西原村監査委員。

開けていただきまして、これは公文でございますが、西監発第26号、令和5年8月9日、西原村長吉井誠様。西原村監査委員河上勝彦、同じく西口義充。

令和4年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計決算並びに基金の運用状況に係る審査意見書の提出について、地方自治法第233条第2項の規定により、令和5年7月12日付で審査を求められた令和4年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計並びに基金の運用状況について、その審査を終えたので、意見書を提出します。

1 ページを開けてください。

審査についてでございます。

1、審査対象。令和4年度西原村一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、工業団地造成事業特別会計、住宅用地造成事業特別会計、工業用水道事業会計決算報告、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財産管理について、目的基金の管理状況。

2、決算書の調整並びに提出時期。決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から村長に対する決算書は法定の期限内に提出されております。

3、審査の期間。令和5年7月12日から同7月27日までの16日間のうち実日数6日。

4、審査の方法。この決算審査に当たっては、監査基準によるほか、次の諸点に重点を置いて監査をした。(1) 決算書その他関係書類の計数及び数値は整合しているか。(2) 調定額、収入済額等は歳入簿と符合しているか。(3) 予算現額及び支出済額は歳出整理簿と整合しているか。(4) 収入支出等の関係書類は法令及び村条例等を遵守しているか。(5) 財産管理は法令及び条例に基づき適正に行われているか。(6) 財政運営は健全かつ適正になされているか。(7) 予算の執行に当たり競争の原理を取り入れ、最少の経費で最大の効果を挙げて経費的に効率的に執行されているか等に主眼を

置き、決算書、関係諸帳票及び証拠書類等を審査するとともに、関係担当職員から内容を詳細に聴取し、それぞれの主管課等における予算と事業運営に係る適正な管理状況を詳細にわたり慎重に審査をした。

次に、2ページのほうでございます。

審査の結果。

令和4年度一般会計、特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類を審査した結果、決算計数はいずれも符合し、正確であることを確認した。また、予算執行、収入支出事務の処理については適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べているとおり、正確であることを認めた。

第1表歳入歳出決算額。単位は%、円です。これを朗読いたします。

左から、会計別、予算現額、決算額、収入済額、支出済額、差引額、執行率、収入、支出の順で朗読いたします。

一般会計、79億1,880万4,670円、71億2,970万2,445円、66億8,141万903円、4億4,829万1,542円、90.0%、84.4%。

特別会計、国民健康保険、10億3,456万円、10億1,861万3,903円、9億585万6,919円、1億1,275万6,984円、98.5%、87.6%。

介護保険、9億5,123万6,000円、9億5,957万1,234円、7億5,988万1,992円、1億9,968万9,242円、100.9%、79.9%。

後期高齢者医療、2億432万1,000円、2億243万5,829円、2億432万1,000円、マイナス188万5,171円、99.1%、100.0%。

中央簡易水道事業、1億3,592万円、1億3,801万6,947円、1億1,209万1,859円、2,592万5,088円、101.5%、82.5%。

工業団地造成事業、4億2,225万1,000円、4億2,223万9,000円、1億1,116万3,680円、3億1,107万5,320円、100.0%、26.3%。

住宅用地造成事業、1,985万円、1,985万円、1,135万3,554円、849万6,046円、100.0%、57.2%。

特別会計の計、27億6,813万8,000円、27億6,072万6,913円、21億466万9,004円、6億5,605万7,909円、99.7%、76.0%。

合計、106億8,694万2,670円、98億9,042万9,358円、87億8,607万9,907円、11億434万9,459円、92.5%、82.2%。

前年度対比で増減率、予算現額マイナス0.8%、決算額のうち、収入済額マイナス5.0%、支出済額マイナス5.4%、差引額でマイナス1.4%でございます。

次に、3ページをお願いします。

決算の概要及び予算執行について。

1、一般会計、歳入。歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりであります。歳入総額は71億2,970万2,000

円で、その主なものは、地方交付税21億7,934万5,000円、国庫支出金 8 億 6,825万5,000円、村税11億3,014万4,000円、繰越金が 8 億924万8,000円等となっております。

続いて、中ほどでございます。

歳入決算額状況の財源構成として、自主財源、依存財源については第3表のとおりであります。自主財源は30億3,443万1,000円、決算額の42.6%で、前年度に比べ5億9,793万2,000円の増であります。依存財源は40億9,527万2,000円で、決算額の57.4%、前年度に比べ16億5,979万4,000円、28.8%の減であります。主な要因としては、国庫支出金がマイナス48.8%、県支出金がマイナス35.7%等によるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第1款村税でございます。予算現額10億4,029万3,000円に対し、調定額11億4,590万円、収入済額が11億3,014万4,000円、不納欠損額192万2,375円、収入未済額は1,383万3,479円で、収納率が98.6%となっております。

税は自治体歳入の中で根幹をなす大事な財源であり、村民からすれば、納税の義務を負い、公平に分担、運用されるべきであります。関係職員の連携を密にし、歳入確保に尽力され、義務の履行をされた完納者との関係も考えて、滞納への調査をはじめ早期完納に向けて滞納繰越分も含めて時効にならないよう法的な措置の推進をされることを望むところであります。

第4表の村税の決算額の状況でございますが、令和4年度村民税のうち、法人2億2,690万1,000円で、8,491万9,000円の増となっております。これは主に2社の増収によるものでございます。また、固定資産税が5億3,854万2,000円、4,609万2,000円の増となっております。

続いて、11ページをお願いいたします。

第11款地方交付税でございます。地方交付税は、普通交付税が20億3,274万1,000円と特別交付税1億4,660万4,000円の計21億7,934万5,000円であり、決算構成比の30.6%を占めております。

続いて、第15款国庫支出金、予算現額13億507万3,000円に対し、調定額、収入済額とも8億6,825万5,000円となっております。前年度比が48.8%の減となっております。最大の要因としては、総合体育館建設事業等の社会資本整備総合交付金及び熊本地震耐震化推進事業等の完了によるものでございます。

続いて、12ページ。

第16款県支出金、予算現額3億2,072万1,000円に対し、調定額、収入済額とも3億98万6,000円であり、1億6,725万6,000円の大幅減となっております。これは熊本地震での経営耐震化推進交付金の完了によるものでございます。

続いて、第18款寄付金、寄付金の主なものは、ふるさと納税寄付金3億

7,293万2,000円であります。

それから、13ページをお願いします。

次に、歳出。歳出決算の状況並びに目的別、性質別状況は第11表、12表、13表のとおりであります。

ア) 目的別歳出決算額の状況。歳出総額は66億8,141万1,000円で、構成比の高い順から列挙しますと、総務費18億4,739万7,000円、民生費11億5,926万8,000円、公債費が11億5,081万2,000円等となっております。

次に、イ) の性質別歳出の状況でございます。義務的経費は24億7,123万9,000円で、構成比は37%を占めております。前年度に比べ3.5%の減であります。それから、投資的経費は12億7,849万8,000円、構成比は19.1%で、前年度に比べ14億9,265万9,000円、53.9%の減であります。

次に、不用額でございます。当該年度の不用額は2億7,143万3,000円で、対前年度比2億6,124万6,000円減少いたしております。全ての款において、年度末における予算編成については、予算執行状況を的確に把握し、不用額が最小限になるよう努めてもらいたいと思います。

続いて、19ページをお願いいたします。

熊本地震関連経費として、個別に資料として提出をいたしております。19ページは、性質別内訳として、主なものとしては普通建設事業5,617万7,000円となっております。熊本地震関連の支出額は7,024万7,000円でございます。

次に、20ページは、目的別歳出として、大きいのは消防費3,461万3,000円でございます。自主防災施設のコミュニティ施設建設事業となっております。

次に、22ページをお願いします。

財政運営について。

審査意見。審査の結果、昨年に続き厳しい財政事情及び社会情勢の中であるが、財政運営については、歳入歳出とも適切に予算執行がなされている。これは、熊本地震からの復興事業に対して様々な起債等を活用し、今日の復興事業を成し遂げた結果として公債費が増加した中で、実質収支の黒字が確保されたことは成果として評価できるものであります。

財政運営の目標は、限られた財源を最も効率的に活用して、住民福祉の向上に積極的に取り組み、福祉の向上に寄与することに今後も努めていただきたいと思います。

次に、26ページをお願いします。

○議長（山下一義君）河上監査委員、すみません。暫時休憩してよろしいでしょうか。まだ時間がかかるならば、暫時休憩したいと思います。

○代表監査委員（河上勝彦君）終わりますから。

○議長（山下一義君）終わりますか。じゃ、続けてください。

○代表監査委員（河上勝彦君）もうしばらく時間を頂戴いたします。

続いて、22ページ、債務負担行為についてでございます。

令和4年度末における債務負担行為の状況は、第17表に示すように51件で、限度額2億8,591万2,000円となっております。

続いて、35ページをお願いします。

基金の状況。

一般会計分でございます。①の財政調整基金から⑩まで、合計、令和4年度末現在高が43億2,022万6,600円となっております。

続いて、特別会計、簡易水道事業分でございます。令和4年度末現在高が1億6,631万4,281円であります。

続いて、36ページでございます。

実質収支に関する調書。

一般会計の歳入総額は71億2,970万2,000円、歳出総額は66億8,141万1,000円で、歳入歳出差引額4億4,829万2,000円、翌年度に繰り越すべき財源は1億416万1,000円で、実質収支額3億4,413万1,000円は翌年度繰越金としての(案)である。

また、特別会計6会計の歳入総額は27億6,072万7,000円、歳出総額は20億9,974万4,000円で、歳入歳出差引額6億6,298万3,000円、翌年度に繰り越すべき財源は3億2,678万8,000円で、実質収支額3億3,619万5,000円は、翌年度繰越金としての(案)であります。

以上、実質収支に関する調書を詳細に審査した結果、本調書は正確であることを認めました。

続きまして、37ページをお願いします。

37ページからは、特別会計6会計と1企業会計について決算審査を添付しております。これにつきましては、説明を省略いたします。

60ページをお願いいたします。審査のまとめでございます。

令和4年度、一般会計、各特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び基金運用状況の審査結果については、各会計決算並びに基金ともに計数に誤りはなく、よく整理され、会計経理は正確であることを認めた。

財政運営については、特に、さきに記述しているとおり、平成28年に発生した熊本地震から7年となり、一昨年までの復旧工事が完了、集落再生事業6地区の整備完了に続き、令和4年度では、応急仮設住宅の撤去とそこに住まわれた被災者の移転等の完了、また自主防災組織強化コミュニティ施設整備事業による消防詰所の整備も完了となった。これで震災からの復興事業に一つの区切りがついたものと考えて。国や県の補助金、交付金の活用等を導き出し、また、後年に負担となる起債においては交付税措置のあるものを適宜対応されてきたことは大いに評価できる。

また、全世界中に蔓延している新型コロナウイルス感染症の影響により、生命への危機、また経済への影響など計り知れない状況が今も引き継いでいる。

そのような状況の中で、引き続き国の予算において補正予算等を用い、地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染対策費が交付され、取組が実施された。

そうした厳しい経済状況や財政状況の中であったが、実質収支額として3億4,413万1,000円が確保できたということは、大きな成果であることを評価する。

令和4年度の一般会計は、前年度と比較し、総括的に述べると次のとおりであり、歳入歳出決算額は、地震後の復旧復興事業の減少、新型コロナウイルス感染症対策事業等の減により地震後100億円超過となってきたが、昨年を引き続き71億円強の歳入決算となっている。

その収支は、まず実質収支では、前年度6億1,000万円と比較すると2億6,600万円の減となっている。財政調整基金3億500万円を積み立て、取崩しは2億2,700万円で実質単年度収支は1億8,700万円の黒字となり、前年度より6億3,100万円の減となっている。

歳入決算額では、対前年度比10億6,100万円、13%の減となっている。要因としては、国庫支出金8億2,700万円、48.8%減、村債5億7,800万円、56.2%減、地方交付税6,100万円、2.7%減、地方特例交付金2,900万円、68.2%の減となっている。村債発行につきましては、総額4億5,100万円を借り入れている。そのうちのほとんどが防災公園等整備事業等の財源となっている。また、村債には交付税措置がある起債が多く含まれていると思われるが、今後もさらなる措置が講じられることを望むところである。

歳出では、対前年比7億円、9.5%減となっている。熊本地震に伴う復興費用、新型コロナウイルス感染症対策費に伴う減額が変動要因である。

土木費4億3,800万円、47.5%減、総務費5億2,700万円、22.2%減、災害復旧費7,300万円、69.6%減となり、民生費1億2,900万円、10.0%減、公債費4億3,300万円、3.9%増、教育費が3億7,400万円、6.9%減となっている。

性質別歳出から対比すると、普通建設費13億9,600万円、52.8%減、令和2年度の特別定額給付金がなくなり、補助費等が3,000万円、4.8%減、積立金2億5,000万円、85.4%の増となり、新型コロナウイルス関連の給付金の扶助費1億500万円、15.9%減、公債費4,300万円、3.9%増、維持補修費1,100万円、12.7%増となっている。

国民健康保険特別会計においては、医療費の高騰が続き、コロナ禍の中で対前年度比1,200万円の減額となっている。税収は200万円増となった。これは国保加入者の所得変動によるところであります。

実質収支としては1億1,200万円、対前年度比4.3%増、単年度収支500万円の黒字を計上いたしております。今後も医療費の抑制を進めるには、生活習慣病予防対策、特定健診の受診率向上に努力されたい。健康な方も含め、日頃から食生活や運動等について住民全員が見つめ、行動する体制づくりを

今後もさらに進めてもらいたいと思います。

介護保険特別会計は、令和3年度に第8期介護保険事業計画が策定され、2年目となった。保険料は対前年度比300万円、1.7%増となった。実質収支1億9,900万円、単年度収支については3,200万円の黒字となっている。コロナ禍の状況で保険給付費の減少に向けて取り組まれている介護予防事業等については苦慮されており、要介護の認定者が若干減少している。今後、2025年からの被保険者が増加傾向にあり、予防重視型の施策推進をより一層強化し、保険給付費の抑制に努めてもらいたい。

後期高齢者医療特別会計は、保険料としては6,800万円、前年度と比較すると1,100万円、19.5%増加している。実質収支、単年度収支とも黒字決算となっている。現在の被保険者数は1,042名である。今後も医療費抑制を図っていただきたい。

村税・保険料の滞納については、公平負担の原則に鑑み、早急な対応を求めるものである。収納作業は、今後も枠を超えた協力体制を図り、収納向上、財源確保に努力されたい。

中央簡易水道事業特別会計については、実質収支1,400万円の黒字、単年度収支1,600万円の赤字となっている。地区水道組合については、新規加入施設の管理強化、今後の水道組合統合による上水道事業移行への準備作業も着実に進めていただき、社会資本整備を推進し、宅地開発、人口増加施策に結びつけてもらいたい。

工業団地造成事業特別会計については、TSMC関連企業及びその他支援企業の誘致を着実に進めていただき、その結果として、村の税収増加並びに雇用創出に結びつけて、村の人口増加を図っていただきたい。

住宅用地造成事業特別会計については、河原校区活性化に直結する事業であり、人口減少への歯止めになることを期待する。

工業用水道事業については、水道事業収益2,700万円、水道事業費1,500万円、それから資本的支出として施設の取替え工事500万円が支出されている。今後とも水質管理、施設管理に注意を図っていただきたい。

最後でございます。

本年度も全国各地において地震や地球温暖化等を一要因としたゲリラ豪雨や線状降水帯による豪雨被害が発生をいたしております。

熊本地震後の復興のあかしである防災運動公園の総合体育館が昨年度完成し、子どもたちをはじめ村民や村外の方が利用されている。また、体育館の明かりを見ると、人々の動き、活動を感じ、また、今年度は公園整備が完了予定である。西原村の復興を感じるところであります。

今後においては、公共施設の長寿命化政策により、道路、橋梁、学校等のインフラ整備強化が必要となり、計画的な取組を進めてもらいたい。

新型コロナウイルス感染拡大の終息が収まらない今日であるが、今後も情

報をいち早く収集し、住民や企業等に周知し、住民が安心して生活ができるよう政策を進めてもらいたい。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。以上で、決算審査報告を終わります。

○議長（山下一義君）以上で、令和4年度決算についての審査報告が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 0時17分）

（午後 1時19分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

会議を再開します前に、河上監査委員のほうから訂正がありますので、報告をお願いします。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 報告）

○代表監査委員（河上勝彦君）先ほどはご清聴いただき、誠にありがとうございました。

先ほどの決算審査意見書の中で、2ページ、審査の結果についてでございますが、新たな訂正をしたこの2ページをそれぞれお配りしておりますので、ちょっと見ていただきたいと思います。

今回訂正をお願いするのは、第1表歳入歳出決算額の中で、特別会計、後期高齢者医療、支出済額1億9,739万6,081円、差引額503万9,748円、執行率が96.6%ということで訂正をお願いいたします。

その訂正に従いまして、特別会計の合計も、それから一般会計と合わせた合計の金額も変わってまいります。皆様方の議席に配ってある書類について、そのような内容でお願いしたいと思っております。

○議長（山下一義君）それでは、これより質疑に入ります。

認定第1号の質疑におきましては、歳入、歳出に分けて質疑をお受けしたいと思っております。

まず、歳入について質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

52ページの指定寄付金についてお尋ねいたします。

1名の寄附者から名前の公表を許可いただいておりますので、質問いたします。

日置元村長が、退職後、寄附をされたと聞いております。金額は幾らだったのか。また、寄附の使用目的は、何かのために使ってくれと要望されたのか。その辺のところをちょっと内訳をお願いしたいと思っております。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）上野議員の質問にお答えいたします。

決算書52ページにございますとおり、指定寄付金506万円という形で歳入しております。これは3件の歳入があっております。

言われました前村長からの部分でございますが、一応400万円寄附をされております。使用の目的につきましては、村政発展に関わる事業等に使ってほしいということでございました。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）総務のほうには400万円ということで、また、そのほかに100万円ぐらい社会福祉協議会のほうに寄附をしたということも聞いておりますが、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）社協のほうに100万円を寄附したということで伺っております。以上でございます。

目的に関しましては、やはり社会福祉に関する今後の発展のために使ってくれないかということで話があっております。以上でございます。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）日置元村長が合計で500万円の寄附されておられます。村のために大事に使っていただきたいと思いますので。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに歳入について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、歳出のほうに移ってよろしいでしょうか。

それでは、ただいまより歳出について質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）歳出の74ページの需用費ということで、林道の修繕費。これは恐らく、これと152ページの原材料費で林道生コン支給ということがありますが、これに関係しましてちょっとお尋ねをしたいと思います。

本年7月の豪雨によりまして、河原地区の木山川が甚大な被害を受けまして、木山川の氾濫がありました。その上流に布田と宮山、多々良、日向の管轄する分収林と原野を持っております。その林道がかなり今回の豪雨によってやられてしまいました。

この前、私もオガワラの河原までは行ってまいりましたけれども、途中1か所、道が崩壊しておりました。でも、軽ぐらいいは通れるような範囲でございます。昔、川を渡って向こうの林道のほうに移っておりましたが、オガワラの川を渡るところが、かなりやられておまして、とても車では今通れないような状況であります。ある程度補修はしてありましたが、とても通れないと。

あそこまでは村道ということですので、補修のあれができると思いますが、

あの川を渡った上は林道になっておりまして、今回、7月の豪雨災害は激甚災害を指定されましたので、これは国のほうから修理というのができるのか、その辺のところをお聞きしたい。

そしてまた、あそこ、河原、日向多々良から布田川、宮山の地区の原野の林道は、去年とおととしと原材料支給をいただいて、2年間にわたって区役で生コンを打ったところなんです。それがもう今、跡形もなく、かなり崩壊してしまっております。その辺のところを激甚だから村のほうでやってもらえるのか。それとも、また区役でやって、生コン支給をいただかんといかんのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。以上。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）上野議員のご質問にお答えします。

ご質問にありました場所は、医王寺集落を抜けまして、通称大規模林道と交差するところ、そこから木山川沿いに上っていつている道だと思います。この道については村道でございます。村道延長が7.1kmほどございます。

ご質問にありましたオガワラで、途中で川を渡っていくんですけども、そこまでの距離が大体1.5kmございます。この村道については、7月の豪雨がありまして、林野庁の九州森林管理局熊本森林管理署がお見えになって、西原村と災害の協定を結んでおりますので、川沿いの区間については森林管理署のほうで復旧をしますということで伺っております。

その中で、原野火入れのときにその道を通りますので、そのときまでにはどうか通れるようにお願いしますということで、お願いしているところでございます。

ただ、災害復旧でございますので、原形復旧となります。例えば、路肩が崩れている箇所については、擁壁を接いで復旧します。ただ、砂利道については、元が砂利であった場合は砂利で復旧、もともとコンクリート舗装が何かあった場合は、そこまで復旧されるものと認識しております。以上でございます。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）産業課長、中西です。

上野議員のご質問に、建設課長の説明に対しまして、ちょっと補足を申し上げます。

林道とか牧野道につきましては、当村としては、当村として、林道台帳、牧野道路の台帳整備というのは今までなされておられません。なので、激甚災害指定となったからといって国の事業を活用できるかということ、活用できない状況にあります。なので、今回、補正予算で、林道、牧野道の補修のほうを特に山焼きに、防火線設置、山焼き時に使用するような林道、牧野道に対しまして、補正予算をお願いしているところでございます。

先ほど上野議員もおっしゃられましたように、オガワラの先は相当の被害

があっけいまして、産業課としても現地に行けない、現地の確認ができない箇所が相当数ございます。なので、補正をお願いしているのは、当面、車両が通行できる形で仮復旧を行いまして、先ほど申し上げられました、もともと集落さんのほうで原材料支給で今まで舗装されていましてところは、舗装の面積とか数量を把握して、また原形復旧の数量が確実にはっきりしてから、もう一回、時期を見て、舗装がしてあったところは舗装するような形で、ちょっと考えております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）舗装してあったところは村がしてくれるんですか。また集落でせんといかんの、原材料支給で。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）今のところ、先ほども申しましたように現地を確認できていないところがございますので、全体の被災の面積、どれくらい舗装しなければならないのか全体を把握しまして、村長のほうとも協議いたしまして、舗装がしてあったところは村のほうで舗装をしたいというふうに考えております。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）よろしく申し上げます。

防火線切りをして、山焼きができれば、これがもし山焼きが中止にでもなつて、1年後になった場合には、もう2年後の防火線切りというのはちょっとできないような状態になると思っておりますので、ぜひ来春の山焼きはできるように、軽トラックが通れる範囲内で結構ですので、早急に補修をお願いしたい。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）上野議員のご質問の内容につきまして、野焼きが1年延びますと、相当やりにくくなつたりとか、防火線切りも大変な作業になりますので、まずは状況がまだ把握できていない路線が4路線、現在ございます。恐らく手前から復旧していつて、どんどん奥に行きますので、そこでまた新たな被災が確認されたときは、現在、今回の第4号補正で林道に関しましては400万円ほど補正のお願いをさせていただいております。もし足りない場合は、よければ専決で、もう至急全力を挙げて復旧したいと思いますので、もし未確認の4路線で被災が大きいときは、専決などの処分をさせていただいて、復旧に全力で取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、その際はよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

136ページのごみステーションに関連しての質問ですけれども、ごみステ

ーション、今は曜日が貼ってあって何曜日に何をしなさいというふうに書いてあって非常によろしいんですけれども、粗大ごみは、前の議会でも個人で持っていくというふうに上がっておりましたけれども、高齢化が進んで、お年寄りの車を持たない、軽の乗用車とかは持っているけれども、持っていけない人たちが、要するに頼んで持っていけば高額な値段がかかると。だから、熊本市とか菊陽町とかに粗大ごみのステッカーがあるそうですね。そのような感じでもできないだろうかという、ちょっと相談がございましたので、今後、そのような粗大ごみの廃棄について、個人で持っていくというのが非常に今困難な問題になっているという話を聞きましたので、その辺のご回答をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの小城議員の質問にお答えします。

粗大ごみに関しては、もう3年ほど前から収集はやめております。その代わり個別対応ということで、西原村はエコグリーンですけれども、エコグリーンに連絡を取って、1品目500円で搬出というか、処分ですね、クリーンセンターまでの持込みができるようにやっております。それに関しては、ごみカレンダー等にも記載をしております。以上です。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）分かりました。でも、なかなか粗大ごみについては、周知徹底、まだ分からない人が大変多いという話を聞きましたので、再度、また広報紙とか何とかに載せてもらえればうれしいなというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）歳出につきまして、質疑ありませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

184ページになります。一番下のところになります。使用料及び賃借料ですけれども、バス借上料等賃借料外というふうに書いてありますけれども、使用料のバス借り上げ料金とありますけれども、これには修学旅行時のバス代は含まれますでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）坂本議員の質問にお答えします。

この使用料及び賃借料は、ふるさと塾や学校行事等でのバス代となっております。修学旅行につきましては、交通費、宿泊費等を含めて個人負担となっておりますので、決算書内の使用料及び賃借料には含まれておりません。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

それでは、村長にお尋ねですけれども、修学旅行費は全て個人負担のよう

になっております。それで、阿蘇郡市内の自治体では修学旅行費用の補助をされているところがあると聞いておりますので、ただいま物価高騰など家庭の子育てに対する費用負担が増加しております。西原村で修学旅行費用の補助をするお考えはないでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

修学旅行に対しての公費負担ということなんですけれども、確かに坂本議員が申されますとおり、昨今、物価高騰等により家庭での負担が大変大きくなっていることは、認識しているところでございます。

これまで西原村も暮らし応援のための商品券の発行等を対応しております。修学旅行に関しましては、小学校6年生と中学校2年生が、今、修学旅行に行っているんじゃないかというふうに思います。修学旅行につきましては、本当に最近では、家庭のご負担等もあり、申されましたとおり、近隣市町村が全額負担という記事も出ておりましたので、どうにかならないかという話も伺っております。

西原村も、できれば、皆さんとご相談して、全部はなかなか難しいかもしれませんが、例えば半分であったりとか、3割程度であれば、どうにかできるんじゃないかというふうに個人的には考えを持っています。できますれば、議員の皆さんたちと相談をして前向きに考えていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

前向きに検討していただくということで、ぜひそういうこともやっていただきたいと思います。

また、次の質問ですけれども、また教育委員会になりますけれども、202ページ、同じような内容であると思っておりますけれども、使用料及び賃借料についてです。

総合運動公園の県道側のフェンス、今、横断幕が掲示されておりますけれども、村の子どもたちが九州大会や全国大会に出場して活躍していることが見受けられます。そのような中、中学校の部活動後援会の補助金として補助されておりますが、幾らぐらいの補助を現在されておりますでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）お答えします前に、坂本議員、負担金、補助及び交付金でよろしかったですか。（「はい、そうです」の声）

現在、中学校に7つの運動部と1つの文化部が活動されておまして、西原村の補助金交付規則にのっとりまして、中学校部活動後援会に年間49万円の補助をしております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

最近は、部活動に所属をしなくて、地域のクラブなどに所属して活動している子どもたちも多いというふうに思います。そのような子どもたちも、部活動に取り組んでいる子どもたちと同様、村の子どもたちでございます。九州大会や全国大会に出場したときの助成金だけではなく、ふだんの活動に対する補助金を検討いただけないかというふうに思っておりますけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

現在、中学校の部活動に所属されている子どもさんは、中学校で130人程度だと思っております。また、村内のジュニア団体、野球であったり、部活外ですね、その団体は、小学校100名か、合わせて二百二、三十名いるというふうに伺っております。

坂本議員が申されますとおり、近年、ジュニアの団体が多く増えております。また、今年4月より、総合体育館とか村民グラウンド、小中学校の体育館等の施設使用料を各団体から徴収しております。その反動で、比較的人数が多いクラブチームに関しては、そんなに大きな負担にはなっていないようなんですけれども、例えば中学校のバレーボールとか、そういう話を伺いますと、部員も少ない。ただ、体育館の使用料は払わないといけないということで、本当に子どもさん1人当たりの負担額というのが相当今年は増えてきているという話を伺っております。

一方で、今年に入って文化協会というのも設立されておまして、その中で、太鼓であったり、音楽であったり、ダンスであったり、絵画であったり、いろんなやつが増えてきております。

今後、総合型地域スポーツクラブとか、中学校の部活の地域移行もございます。今後、何らかの形で、そういう子どもさん1人当たりに対して極端に増えるところの対策と申しますか、どうやっていけば。例えば、各スポーツ協会とか文化協会に登録いただいて、その後、均等割プラス子どもさん1人当たりの個人割で配付するのとかをいろんな形で協議をしながら、あまりにも負担が増え過ぎないように、ちょっと早急に取り組んでいかなければというふうに思っております。

できますなら議員の皆様方も、いろんなところから話を聞いておられるかとは思いますが、いろんな部活もございますので。その点も踏まえて、今後また早急に考えなければならぬ事案であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

こちらのほうも、ある団体のほうから、ちょっと場所代を取られるように

なったというふうに聞いて、相談が上がっておりまして、体育館もできたことだし、皆一律で使用料は必要だと思います。あとは村の考えとして、また吉井村長の考えとして、例えば、前々から言っておりますふるさと納税、こちらのほうを村の予算にただ入れるのではなくて、こういったものに使えば大変いいんじゃないでしょうかという考えなんですけれども、こういうスポーツ関係であったり、また文化、もしくは福祉関係とか、そういうカラーを出していただきたいんですけれども、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の利活用につきましては、議員さんがおっしゃるとおり、令和4年度まではどこに使っているのかというのが全く分からない状況でございます。

ふるさと納税に関しましては、昨年度は3億7,000万円程度だったかというふうに思います。今年は、ちなみに8月末現在で8,800万円程度だったというふうに思います。対前年比ですと200%近くいっているような状況でございます。今後まだこの200%を維持できるかどうかは分かりませんが、物が続く限りは少しでもふるさと納税額が増えるように頑張っていきたいというふうに思っております。

あわせて、ふるさと納税の見える化にも取り組んでいきたいというふうに思っております。もちろん、なかなか見える形では急にはできないかと思うんですけれども、例えば、さっき申しました修学旅行費用の一部負担であったりとか、こういう子どもさんたちが頑張っているスポーツとか文化系の習い事、または、さっき言われましたとおり福祉施設、今後は社協のほうも建て替え等も考えないといけない時期になっておりますので、そういう目に見える部分でも、ふるさと納税の見える化を皆さんと一緒になって取り組んでいくなればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、歳入歳出について一括して質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

まずは、202ページの体育館施設の中で修繕費が196万6,250円出ておりますが、これは多分体育館の修理だったかと思えます。前回議会で、総合体育館の修繕は終わるとという話だったんですが、前回の大雨、いろんな台風がそばに来たときに、高齢者避難等も出ますね。全て体育館じゃなくて構造改善センター。これが一部の地域なら分かりますが、「そんなに全域に出して、なぜ」と住民からは疑問が寄せられました。

この間の水害も、私、木山川の横に住んでいますので、もう危ないなというときには、あの一帯の高齢者じゃない人は一斉に避難所に、ここに押し寄せる。そのときに構造改善センターではキャパが全然入らないと思うんです。

住民の人たちは、「なぜ全員に出して構造改善センターなの」「まだ修理が終わっとらんとじゃない」という疑問を皆抱かれておりますが、そのあたりは、村長、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

堀田議員が申されましたとおり、災害対策の会議をしましたところ、まず住民さんの話を聞いたときに、畳がいいという話を常々伺っておりました。最近の避難状況を見てみまして、避難を出したときに、取りあえずは毎回来られる方が限定されているような状況でございまして、被害が大きくなったら体育館でいつでも準備できるように体制を取っておきまして、まずは改善センターのほうからさせてもらったというのが結果でございまして。

改善センターにつきましても、冷暖房が効きやすいとか、待機している職員が少数で済んだりしていますので、まずは今回は改善センターということではございました。

また、今後の対応等につきましては、こういう声も伺って、消防団幹部等とも皆さんと話をしながら、基本は総合体育館でという考えで進めていければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）やはり行政をする上で疑念を抱かれないようにしていただくと、あれはもう防災体育館という頭がついています。だったら、もう避難所を目的にしている体育館ですので、やはり住みやすいとか、いつも入ってきている人が決まっているとかいうんじゃないかと、この間の大雨のときは時間雨量100mmぐらいいっとるでしょう。もう見とって、うち、木山川はがんがん増えて、いつ氾濫するかという寸前まで目の当たりにしたときに、あの恐怖感。「構造改善センターへ行ったっちゃ、ありやいらねばい」というふうで避難すべき人が避難しなかったら何もならないと思いますので、そのあたりは気をつけていただきたいと思います。

続きまして、備品管理。全体的にありますますが、先ほど、尾崎議員の一般質問でありました。備品管理についても徹底するということでもございました。

私がお聞きしたいのは、備品管理のところでも2点ですけれども、公有財産にもなりますけれども、今回の不祥事、タブレットを持ち出したということで、5万円程度ということで、持ち出したことに対しては1円でも100万円でも一緒なんですけれども。

さて、教育委員会関係に文化財がありますよね、土器、矢尻。私はここが心配なんです。皆さん、管理されていますか、ちゃんと。もしかして、その

土器とか矢尻は名前も何も書いてありません。ネットで今、売買されています、見ると。そこらあたりの流出はなかったかというところでございますが、いかがでしょうか。ちゃんと確認されていますか。管理されていますでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）堀田議員のご質問にお答えします。

物の管理、一個一個がどれである、どれであるという管理にはなっておりません。所蔵庫に入れてあるというような状況でございます。

ただ、先ほどご指摘がありましたインターネット等での転売等があつていないかという件に関しましては、知人をお願いをしまして、実際、インターネット上に西原村の土器とかが転売されていないかということの確認をしていただいたら、現時点ではあつてないということで、ご協力をいただいて報告をいただいているような状況でございます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）これは専門的なことですので、多分、村長に聞いたところで答えはなかったかと思うんですけども、このあたりも徹底していかんといかんのじゃなかろうかと。やはり一人で管理してしまうと全く分かりません。本当に矢尻とかは同じのがいっぱいあるんで、どっから出ても分かりません。そういうところの管理も今後徹底していただきたいと思います。

もう一点ですけれども、私、仕事でよく、よその役場も行くんですけども、南阿蘇村に行ったときに、災害時に、うちも置いてありましたが、キャンピングカーを引っ張るトレーラーですね、それを置いてありました。副村長、総務課のほうに、これはどうするの、どういった使い道をするのと聞いたら、この車両については、災害とかありますね。うちもよくありますけれども、火災とか、ちょっとした崖崩れで、その家を出された。そういうときの仮住まいに貸出すると、あとは大災害が想定されて、そのときの現地の指令所、そういうのに使いたいということで、現在、総務課が管理しているということでございました。それは以前聞いたんです。

じゃ、ちょっと待てよと。西原村にも、地域支え合いセンターの後ろに、あれは多分養鰻組合か何かから寄贈か何か書いてありましたね。それが置いてあった。そしたら、今現在、よく見たら、ないですね。

集落の中で話しとったら、「ああ、あれは要らんごんなったけん、何か前に役場の職員が持って帰ったぞ」とかというような話を聞きましたが、実際のところ、どうなったのか。やはりそういう災害でいろいろ頂いておるものがありますけれども、備品登録とかは当然していませんね。そういった管理が、やっぱり南阿蘇村みたいに、せっかくよそから頂いた備品であれば、ちゃんと使い道はあると思うんですが、じゃ、うちの地域支え合いセンターにあったキャンピングカーはどうなったんでしょうか。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 1時59分）

（午後 2時01分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（林田浩之君）先ほどの堀田議員の質問にお答えいたします。

キャンピングカーにつきましては、これは県からの貸出しという形で、県の持ち物で被災市町村に貸し出されたということで、後、それを引き継いで使うのか使わないのかということで、西原村の場合は、それはもう県のほうにお返ししたというような経緯がございます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今の答弁でちょっと安心しました。

今、暫時休憩で、皆さん、所在が分からなかったということで、周りで見えなくなった元役場の職員が持って帰ったというのが、周りでは出とったんで、そういうことでなかったということであれば、安心しました。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）ページは148です。畜産環境対策補助金の39万2,000円の助成金の件です。

毎年、金額はそんなに増えないんじゃないだろうかと思っています。私が言いたいのは、向こうから請求されてするスタイルなのか、それともこちらからもどんどんこういうのがありますと言って増額というか、要するに環境改善になるように促しておられるのか、そこらあたりをちょっと伺います。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 2時03分）

（午後 2時04分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

産業課長。

○産業課長（中西 聡君）中西議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの畜産環境対策補助金につきましては、管内の養豚農家の環境改善の補助金として、設備等の改修、資機材投入に対して2分の1の補助を予算の範囲内で行っているため、例年あまり予算の増減がない状態となっております。特に臭気対策に対する材料の補助となっております。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）言いたいのは、先方さんが、こういうのを使って請求があったのに対して助成金云々より、もっとこういういいのがありますよとか、いろいろ勧めていくスタイルをやっているのかどうなのかと、金額が上がっても、例えば倍にすると70何万円にしかならないわけで、100万円にしても50万円にしかならないわけですよ。120万円かかっても60万円ぐらいしかかからないわけだから。

ただ、そういったお金をかけることによって環境対策になるのであるならば、こちらからもどんどん勧めていく面はされているのかというのを、どちらかという、そちら方面の意味合いの質問をしたくてしています。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）臭気対策につきましては、農業新聞であったり、いろんなネット等で、担当から、こういうのがいいんじゃないかという話は聞いております。特によかったところは、職員に対して、自分で見に行ってみませんかという提案をしております。

例えば、そういう臭気対策の方法が先進的なところであれば、農家さんを一緒に連れて行って、新しい改善方法なり何なりには取り組んでいってくださいということで、私から常々指示をしているところでございます。

新しいものに関しては、あまりお金がかからなければ、積極的に実験等を行って、よければ継続して行って、悪ければ、また次のやつに変えていくようなシステムができればなというふうに考えております。積極的に臭気対策等にも取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）いや、その件で、現実に堆肥センターは利用しています。勧めた話を利用してはいいんじゃないかとやっている話もございしますので、足元でも少しはもう動いていることがございますから、ちょっとは気にしてほしいなと思います。

実際、確認はしに行ってください。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）企画になるのかな、ページ157の阿蘇南外輪山の観光推進とありますけれども、157ですよ、そこの何か活動内容とか内訳とかおっしゃっていただければ。

○議長（山下一義君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えします。

負担金、補助及び交付金の阿蘇南外輪山観光推進協議会負担金のことでよろしかったでしょうか。（「はい」の声）

こちらにつきましては、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、山都町の5町村で、阿蘇南外輪エリアの集客と周遊促進を目指して2022年度に設立し、

阿蘇すずかぜロード等のPR事業を中心に活動されている団体でございます。
以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）じゃ、村は何も携わらないということですか。

○議長（山下一義君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）西原村につきましても、こちらの町村に入っておりますので、こちらの推進協議会等の会議等に出席して、阿蘇南外輪山エリアの集客で西原村としてできることは随時行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）具体的に何か行っていることはございますか。

○議長（山下一義君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）今、こちらの協議会のほうでは、先ほど申しましたとおり、阿蘇すずかぜロードということで、ツーリングをしたり、サイクリング等、こういった形で自然環境とか景観等を観光要素として押し出して、協議会の中でも事業を進められております。

西原村としても、自然景観をしっかりと保って行って、すばらしい阿蘇の大自然の一部というところを推進していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）だから具体的に。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）当協議会で阿蘇すずかぜロードという企画をしております、今年のお題に関しましては、涼しいとか、夏休みということで、すずかぜロード近辺の写真を撮影していただいて、Instagramに上げていただきます。そのInstagramを審査しまして、6名の方に5,000円分相当の商品券等を贈るという企画でございます。実施期間につきましては7月22日から9月3日までとなっております。

具体的なやつは、これが直近では一番のイベントでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）河原活性化まではいかないのかもしれませんが、あの辺りのロードから何かきちんとすることによって、何となくPRになれば、村には観光協会さんもできましたし、サイクリングとか、リースとか何とかいろんなパターンが考えられれば。

私は、一般質問をしたいという気持ちがずっとあるのは、あそこの地蔵峠の手前に西原村用の駐車場がないというのが、ずっと懸念でして。ただ、今は災害で山がどうしようもない状況ですから、そこまでも言いませんけれど

も、やっぱりもうちょっと活用に目を向けていただきたいと思います。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）決算認定のほうは、監査でこれはやっておりますけれども、ちょっとお尋ねですけれども、先ほど中西議員の言われました臭気対策です。

以前は予算を70万円取っていたと思います。これは私が一般質問で予算組んでいただきましたので、金額は覚えております。今は大分安くなっておりますけれども、それだけ周りからの苦情が大分少なくなったのかと思いますけれども、今時点で、そういう臭気に対してのお問合せとか、行政に対しての不満とか、何かありましたら教えてください。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）西口議員のご質問にお答えします。

私、産業課長として4月から着任しておりますけれども、今のところ、臭気に対して、私のほうに情報、苦情とかは入っておりません。以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）ないということで、ほっとしておりますけれども、やはり定期的に、1人頑張っておられますが、そこら辺は十分に連絡を取り合って周りに迷惑をかけないように、行政のほうでもたまには行ってやってください。よろしくをお願いします。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、令和4年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさんでした。

午後 2時15分 散 会

第 3 号 (9 月 1 3 日)

令和5年第3回西原村議会定例会会議録

令和5年9月13日、令和5年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年9月13日（水曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 認定第 2号 | 令和4年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 3号 | 令和4年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 4号 | 令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 5号 | 令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 6号 | 令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 7号 | 令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 8号 | 令和4年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 報告第 5号 | 令和4年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 9 | 承認第 5号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第5号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第3号）について」 |
| 日程第10 | 議案第46号 | 西原村消防団の設置等に関する条例の一部を改 |

正する条例の制定について

- 日程第 1 1 議案第 4 7 号 土地の取得について
- 日程第 1 2 議案第 4 8 号 令和 5 年度西原村一般会計補正予算（第 4 号）
について
- 日程第 1 3 議案第 4 9 号 令和 5 年度西原村国民健康保険特別会計補正予
算（第 1 号）について
- 日程第 1 4 議案第 5 0 号 令和 5 年度西原村介護保険特別会計補正予算
（第 1 号）について
- 日程第 1 5 議案第 5 1 号 令和 5 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君
代表監査委員	河上勝彦君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、認定第2号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 須藤 博君 登壇 説明）

○会計管理者（須藤 博君）おはようございます。

認定第2号についてご説明いたします。

認定第2号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

決算書製本1ページ、タブレット端末決算書電子データ2ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額10億3,456万円、調定額10億4,012万9,879円、収入済額10億1,861万3,903円、不納欠損額37万9,200円、収入未済額2,113万6,776円。

決算書製本5ページ、タブレット端末決算書電子データ4ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額10億3,456万円、支出済額9億585万6,919円、翌年度繰越額0円、不用額1億2,870万3,081円。

次のページを開けてください。

歳入10億1,861万3,903円、歳出9億585万6,919円、歳入歳出差引残額1億1,275万6,984円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額1億1,275万6,984円。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
認定第2号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
よって、認定第2号は原案どおり認定されました。
日程第2、認定第3号、令和4年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
内容の説明を会計管理者に求めます。
（会計管理者 須藤 博君 登壇 説明）
- 会計管理者（須藤 博君）認定第3号についてご説明いたします。
認定第3号、令和4年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書。
決算書製本3ページ、タブレット端末決算書電子データ3ページをお開きください。
歳入でございます。
歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。
歳入合計、予算現額9億5,123万6,000円、調定額9億6,239万6,834円、収入済額9億5,957万1,234円、不納欠損額0円、収入未済額282万5,600円。
決算書製本7ページ、タブレット端末決算書電子データ5ページをお開きください。
歳出でございます。
歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。
歳出合計、予算現額9億5,123万6,000円、支出済額7億5,988万1,992円、翌年度繰越額0円、不用額1億9,135万4,008円。
次のページを開けてください。
歳入9億5,957万1,234円、歳出7億5,988万1,992円、歳入歳出差引残額1億9,968万9,242円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額1億9,968万9,242円。
令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。
それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。
議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。
以上でございます。認定方よろしく願いいたします。
- 議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

今、会計から報告がありましたけれども、本年度の収入、また支出を見ますと、1億9,900万円の今繰越しということになっております。前年度に比べたら3,200万円ほど黒字が上がっているということですよ。これ前回、7,200円から7,000円に下げいておりますよね。これだけ今繰越しがあるということであれば、今後、また検討するときには、ここは考えなくてはならないんじゃないかなと思うんですが、説明をお願いしたいと思います。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの桂議員の質問にお答えいたします。

今年度、形式収支で1億9,900万円を出しております。令和3年度に第8期の介護保険事業計画、見直しがされて、先ほど桂議員が言われたように、7,200円を7,000円に、200円下げしております。でなお、これだけの繰越金が出てきたというところで説明させていただくと、まず、令和3年度、令和4年度、新型コロナ関係が令和2年度ぐらいから発生し、この3か年、影響を受けているというふうに思っております。そういう中で、介護サービスの利用控え等があるのではないかとということが想定されます。一つの要因として。総支出額をちょっと見てみますと、令和2年で7億2,500万円、それが令和3年度で7億500万円、令和4年度では7億約6,000万円程度の支出総額となっているということで、このあたりを見ると、やはりコロナの影響を大分受けているなというふうに思っております。

そういう中で、今年度、第9期の介護保険事業の見直しを実施するわけですが、このあたりの給付費の伸びに対してコロナの影響がどのくらいあるか等も検討しながら、次期の計画あたりには、そのあたりも十分考慮してやっていきたいなというふうには思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）次のときには、皆さん方で議論してやってもらいたいなというふうに思います。

私が、今回この介護について思ったのが、うちの母を自分が介護して、大変だなという気持ちがあります。やっぱりこの制度があるから助かった面は多いんです。実際、介護するのに、家で介護する場合は、やはり高齢になるとベッドが必要になるし、お風呂場に入れるにしても、お風呂のやっぱりそういうものが要ります。それと、歩けなくなってくるとやっぱり車椅子とかそういうのも自分たちで用意しなくちゃならないんですが、リースで借りてできたということで、かなり助かっております。この制度というのをやはりうまく利用していくためには、ケアマネジャーさんとやっぱりきちんと話をしてやらないといけないのかなというふうに思います。

私たちは子どもで、70歳ではありますけれども、何とか範囲でできるんですよね。認知があれば、一晩寝れないことがあります。やっぱりそういうのを、今度は高齢者夫婦でおったときにどうなのかなど。大変だなと思います。そういうところを、やはりケアマネジャーさん、それと包括、いろんな面からサポートしてもらいたいんです。そこらあたり、今現在どういうふうなサポートをされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの桂議員のご質問にお答えいたします。

まず、ケアマネジャー、各施設におられます。村としては、まず、ケアマネジャーさんが立てられるプラン、ケアプランについて要は事業所間もしくはケアマネジャー個人間の格差がないように、ケアプラン点検というのを実施しております。そういう中で、ケアマネジャーさんの資質といいますか、そのあたりの均衡を図る等のまず施策をやっております。

それと、次に、包括支援センターとケアマネジャーさんの関係を上げていきますと、包括支援センターで各施設のケアマネジャーさんとの意見交換等を行いながら、どういったケースではどういったケアプランを立てる等のやはり共通認識等の指導も実施しております。

それと、もう一点、介護を必要とされる方の情報提供といいますか情報収集に関しては、やはり包括支援センターのほうで総合相談支援業務ということで、お困りの方の相談事等を受けております。

昨年度に関して言えば、介護に関することであれば205件の相談がっております。認知症に関する相談も22件、そのあたり、やはり包括支援センターを通じた把握等に努めていっておりますとともに、今後も包括支援センターがどういう業務をやっているというのを皆さん、住民の方に広く周知しながら、包括支援センターを活用していただく方向へ進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今答弁されたんですが、包括支援センター、今、予防とかいって各地域を回っておられると思います。そういうものも大事ですが、やはり介護している人たちのケアというのが一番大事じゃないかなというところもあるんですよ。やっぱりその人たちも自分の体を、言ったら悪いけれども、引きずりながらでも要するにケアせないかん。そして、実際にだから施設に預けたくても預けられない人たちもおるんですよ。そしたら、もう自分でどうしても見なくちゃならない。そういうところをきちんと把握してもらって、村としてどういうふうにやっていくのか。やっぱりこれはもう今から先、高齢化してきていますので、高齢者のそういう介護というのはもう大変なところになるんじゃないかなと。

今、施設に入られている方についても、お金が本人にあるから利用できる

んですが、でも、家で介護される方々、もうこれは、今から先はまだまだ増えてくるんじゃないかなと。施設に入れられない人たち、要するに何で施設に入れられないかという、施設の従業員のほうが今少なくなっているんですね。だから、受入れができないんですよ。そういうものもやっぱり常に考えながら、村はケアをしていってほしいなど。だから、高齢者のケアも、そういうところも気をつけてやってもらいたい。村長、いかがですか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問、内容をお聞きしまして、本当に私ごとでございますけれども、父親が多少認知が入ってきておまして、今はお世話になっております。やはり、今から先は、高齢者の方々の人数も多くなってくると予測をしております。超高齢化社会に突入します中で、やはり先ほど言われましたように、高齢者の方のケアと同時に、見るほうのケアももう本当に大事なんじゃないかというふうに考えております。これも何か組織を多少つくったりとかして、見る側のケア専門のチームをつくれないうふうな、個人的には思っております。

また、こういう福祉関係部門については、他町村との連携とかで経費が削減できたりするんじゃないかというふうに考えております。そこら辺も、阿蘇郡内の市町村長であったり、近隣の空港周辺の市町村といつも話題になっていることでございます。今後も、もう近い将来と考えて、積極的に高齢者の方のケアと、また見守りのケアも併せて、社協等いろんなところを含めて協議を行っていききたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、村長の答弁、実際私が今、住宅管理でちょっと回らせてもらっていますが、3つの団地がもう高齢化してきています。独り暮らしの方がかなり多いでしょう。そういうのも考えたら、今、支え合いセンターがありますが、支え合いセンターがいつまであそこにあるのか、やっぱりそれも、小森団地にしたら、大変大きなものじゃないかなと。今あるからある程度見てもらっているというところあります。これを、今後、あそこから引っ越してあそこになくなったときに、やっぱりその対応、そういうものも常に考えとかないかんのかなと。やはり孤立死、やっぱり心配するのはそこなんですよね。そういうものをみんなで考えていって、そういうのが絶対にならないように気をつけてもらいたいなというふうに思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）答弁いいですか。

村長。

○村長（吉井 誠君）今、小森団地にあります支え合いセンターなんですけれども、本当に必要な場所というふうに私は認識しておまして、なるべく続けていければというふうに考えているところでございます。

また、各団地、団地以外にもアパート、一軒家で孤立されている高齢者の方々が増えてきているというふうに思っております。支え合いセンターをはじめとして、地域の力、集落の見守り体制の強化であったり、そういうのも充実しながら、今後も手薄にならないように進めていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）決算書の5ページになると思います。内容は一緒になると思いますけれども、款の2の保険給付費、3の地域支援事業費、上は支払った介護費かなど、下はみんな少しでも介護にならないための予防の費用かと思っています。

2のほうの決算額は、やっぱりそんなに増えていくような状況ではないのかなと思っています。そこは、やっぱりスーパーサロンも含めて保健師さんも含めてみんなで、また、地域の方々の役員の方々がやっぱり地域をある程度は見守ってやっていったりして、活動している結果がここに出ているのかなと思っていますし、先ほどもありました介護保険は下げてもいいんじゃないかというような状況の数字が出てくるのも、やっぱり地域でやっているからだと思っています。

続きまして、3番のほうなんですけれども、支援事業費のほうを取り組めば取り組むだけ上の2番の介護サービス関係の予算は減っていくのかなど、また増えないのかなと思っています。したがって、3番の予算を、決算が出ていますけれども、これぐらいでいいのか、人員の問題もあるとは思いますが、本当はもっと増やしたいとかそういうのであるならば、ここを出しておいていただいたほうがいいのかと思います。結果的には、3番が頑張れば2番の減少につながっていくのかなと思っています。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員のご質問にお答えします。

中西議員が言われるとおり、地域支援事業、要は地域での見守りであったり地域での……、要は介護度をいかに低く抑えるか、もしくは早期に対応するか、そこによって今度は実際その方がその後介護度が上がったときに、給付費の抑制になると。いかに早期、いかに介護度が低い段階を維持していくか。そのあたりにやはり力を入れていく、その部分が地域支援事業というふうに思っておりますので、今後もそのあたりには力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）予算的にこれは決算ですけれども、増やしたいという気持ちがあるならば、どんどん積極的にやっていただきたいと思っておりますし、これ、教育委員会さんも一緒じゃないけれども、地域見守り隊というのは全

てがつながっていくのかなと思っています。老人の方々ばかりのあれではないと思っていますから、連携はしていけばしていくほど介護も含めてよくなっていくのかなと思っていますので、皆さんで波長を合わせていただきたいです。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第3号、令和4年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

日程第3、認定第4号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 須藤 博君 登壇 説明）

○会計管理者（須藤 博君）認定第4号についてご説明いたします。

認定第4号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

決算書製本1ページ、タブレット端末決算書電子データ2ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額2億432万1,000円、調定額2億259万6,629円、収入済額2億243万5,829円、不納欠損額0円、収入未済額16万800円。

次のページを開けてください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳出合計、予算現額2億432万1,000円、支出済額1億9,739万6,081円、翌年度繰越額0円、不用額692万4,919円。

次のページを開けてください。

歳入2億243万5,829円、歳出1億9,739万6,081円、歳入歳出差引残額503万9,748円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額503万9,748円。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第4号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定されました。

日程第4、認定第5号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 須藤 博君 登壇 説明）

○会計管理者（須藤 博君）認定第5号についてご説明いたします。

認定第5号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書。決算書製本1ページ、タブレット端末決算書電子データ2ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額1億3,592万円、調定額1億3,813万841円、収入済額1億3,801万6,947円、不納欠損額1,296円、収入未済額11万2,598円。

次のページを開けてください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額1億3,592万円、支出済額1億1,209万1,859円、翌年度繰越額1,168万1,000円、不用額1,214万7,141円。

次のページを開けてください。

歳入1億3,801万6,947円、歳出1億1,209万1,859円、歳入歳出差引残額2,592万5,088円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額2,592万5,088円。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

議会が始まる前に課長とも話をしたんですけれども、昨年从不納欠損等が数字的には出てはいますが、そこが問題ではなくて、やっぱり前から言っていますように、漏水の関係で、今回から主要な成果で132ページには立米ではなくて数字に出していただいています。漏れた水、それがやっぱり全てが全て駄目だということではないです。やっぱりどうしても水道関係ですから、昔からある漏水とかいろいろ、道路の問題とか振動とかで増えるものもあります。

しかしながら、金額として出すことによって、本当はもうちょっと手をかけていけば、見えない不納欠損があるのかなと思っていますので、そこら辺をやっぱり今後意識して取り組んでいただければと思っています。

○議長（山下一義君）水道課長。

○水道課長（廣瀬 太君）ただいまの中西議員の質問にお答えいたします。

漏水につきましては、常に現在において目に見えるような水が湧き出ている場所においては、早急に修繕等の対応をしているところでございます。しかしながら、古いビニール管とかそういう布設箇所もいまだに多くございまして、老朽などにより地中において漏水を起こしていると、地中の中です、ね、そういうことも考えられるところでございます。

よって、近年中に小森水道組合の統合というところも出てくるかと思えますけれども、旧組合の管路等も含めまして、漏水リスクの高い配水管路等を更新の優先順位をつけまして、計画的に予算を立てて更新していくと。耐震性能、耐食性能、劣化防止性能の向上は図っていきたいというふうに考えております。

配水管から個人の敷地に引き込まれている引込み管については、給水装置の一部というふうな捉え方になります。漏水件数としましては、この個人の引込み管からの発生が大体多く占めているというところでございます。引込み管を含めまして、この給水装置はあくまで個人財産というところでございまして、基本的には使用者や所有者が維持管理を行うというところでございます。故意や過失などの理由を除きまして、道路の陥没、通行への支障回避、漏水放置により水道水を無駄にしないためにも、緊急で、なおかつ部分的な応急修繕としてメーターまでは村が修繕を行っているという状況でござい

す。村の簡易水道を利用されている皆様にも、漏水の発見について、今後も広報紙などを通じまして、水道管の水漏れの発見、協力を呼びかけていきたいと思っております。

有収率の向上につきましては、水道事業の経営安定化のために必要不可欠な課題でございます。水を一滴たりとも無駄にしないように、漏水の根本的な解消、有収率の向上に向け、今後も取組を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

日程第5、認定第6号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 須藤 博君 登壇 説明）

○会計管理者（須藤 博君）認定第6号についてご説明いたします。

認定第6号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書。決算書製本1ページ、タブレット端末決算書電子データ2ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額4億2,225万1,000円、調定額4億2,223万9,000円、収入済額4億2,223万9,000円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

次のページを開けてください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額4億2,225万1,000円、支出済額1億1,116万3,680円、翌年度繰越額3億662万5,000円、不用額446万2,320円。

次のページを開けてください。

歳入4億2,223万9,000円、歳出1億1,116万3,680円、歳入歳出差引残額3

億1,107万5,320円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額3億1,107万5,320円。
令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第6号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

日程第6、認定第7号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 須藤 博君 登壇 説明）

○会計管理者（須藤 博君）認定第7号についてご説明いたします。

認定第7号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算書。決算書製本1ページ、タブレット端末決算書電子データ2ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額1,985万円、調定額1,985万円、収入済額1,985万円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

次のページを開けてください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額1,985万円、支出済額1,135万3,554円、翌年度繰越額848万2,000円、不用額1万4,446円。

次のページを開けてください。

歳入1,985万円、歳出1,135万3,554円、歳入歳出差引残額849万6,446円、

うち基金繰入額0円、翌年度繰越額849万6,446円。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

これからの販売に向けての広報をどういうふうにするのかをお聞きします。

○議長（山下一義君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

先月、河原地区の活性化委員会のほうで販売の方法等、いろいろ検討させていただきました。その中でご説明はさせていただいたんですけども、一応広報としては、西原村のホームページですとか、うちの広報紙はもちろんのこと、あと県内外の不動産の情報関係のサイトとか、そういったものにもうちのホームページのほうをリンク、あとは熊本県とかにも紹介等もさせていただいて、幅広く告知のほうをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

委員会のほうでは、話合いで内容的には分かっているんですけども、告知するためと思ひまして質問しました。

また、今回3区画ということで、子どもたちとかがおられる家庭が河原地区に住んでもらいたいという気持ちは大変ありますけれども、もしこれがどうやってどれぐらいの期間で売れるか分かりませんが、次の目標として、何かそういったものをされるということは、吉井村長、ありますでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

現在のところがある程度売れてめどが立てば、次にいきたいというふうに考えております。地元の集落の皆さんであったり、地元の議員さんに相談して、適地があれば、いい例としてこの事業を活用していければというふうに思っています。

また、一方で、民間を活用して、地元の住民さん等からお話を伺って、民間を活用した開発等ができれば、そこも一回挑戦してみる価値もあるのかな

というふうに考えております。

いずれにしましても、地元住民さんの土地のご提供とかがないといけませんので、まずこれに力を入れて、いい例をつくって次につなげていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第7号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第7号は原案どおり認定されました。

日程第7、認定第8号、令和4年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）認定第8号につきましてご説明いたします。

認定第8号、令和4年度西原村工業用水道事業決算報告書。

開けていただきまして、3ページをお願いいたします。

令和4年度西原村工業用水道事業決算報告書。

この表は、予算額と決算額を対比して記載しており、収益的収支及び資本的収支、いずれも消費税を含んだ金額で表示しています。

1、収益的収入及び支出。収入、左から区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

第1款水道事業収益2,621万8,000円、2,793万5,198円、第1項営業収益1,600万8,000円、1,711万6,793円、第2項営業外収益1,020万9,000円、1,081万8,405円、第3項特別利益1,000円、0円。

下の段、支出でございます。

第1款水道事業費2,621万8,000円、1,525万6,445円、第1項営業費用1,718万6,000円、1,453万545円、第2項営業外費用72万6,000円、72万5,900円、第3項特別損失1,000円、0円、第4項予備費830万5,000円、0円。

4ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出。

収入としましては、第1項企業債、第2項工事負担金、第3項補助金、第

4 項他会計補助金、いずれもありません。

下の段の支出としましては、第 1 項建設改良費、予算額合計589万6,000円に対し、決算額568万6,000円の支出でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額568万6,000円は、建設改良費積立金516万9,091円、当年度分損益勘定留保資金51万6,909円により補填しております。

令和 5 年 3 月 31 日、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。主な内容につきましてご説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書は、会計年度期間における現金の収入と支出の動きを業務活動、投資活動、財務活動に区分し表したものでございます。

なお、資金期末残高 2 億 2,373 万 6,610 円となっております。

次に、6 ページをお願いいたします。

財務諸表のうち損益計算書でございます。

会計年度期間中の事業の利益または損失の経営成績を表すものであり、消費税を抜いた金額で表示しております。当年度の純利益は下から 4 行目の 1,216 万 1,844 円でございます。

また、下から 3 行目の前年度繰越利益剰余金、下から 2 行目に、その他未処分利益剰余金変動額と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は下から 1 行目の 6,577 万 4,783 円となりました。これは、7 ページの剰余金計算書にも記載がございます。

未処分利益剰余金の処分につきましては、8 ページの剰余金処分計算書(案)をご覧ください。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を経るものでございます。

未処分利益剰余金は当年度末残高で 6,577 万 4,783 円となっており、当年度においては、資本的支出不足額の補填に使用した建設改良積立金 516 万 9,091 円については、資本金に組入れを行い、残りは翌年度へ繰り越すものでございます。

9 ページ、10 ページは貸借対照表となりまして、年度末時点の財政状況を明らかにするものでございます。

9 ページ下から 1 行目の資産合計は 2 億 7,505 万 125 円で、10 ページの下から 1 行目の負債資本合計額と合致いたします。

工業用水道事業会計における現金・預金の状況ですが、再度 9 ページをご覧ください。

下から 4 行目、流動資産のうち現金・預金であります。令和 4 年度末残高は、キャッシュ・フロー計算書と同じ 2 億 2,373 万 6,610 円でございます。

11 ページ以降は決算附属書類となりまして、11 ページから 14 ページにかけ

て、経営実績の概要に関する報告を行う事業報告書を添付しております。

13ページをお願いいたします。

本年度の年間給水量は25万8,234m³で、前年度比3万1,740m³の減となっております。

次に、下の段の（2）事業収入に関する事項でございます。

営業収益につきまして、本年度1,556万730円、前年比47万6,100円の増額となっております。

営業外収益につきまして、本年度1,081万1,848円、前年比208万8,882円の減額となっております。

詳細としましては、15ページに収入の明細を記載しております。

戻っていただきまして、14ページをお願いいたします。

（3）事業費用に関する事項でございます。

営業費用につきましては、本年度1,421万734円、前年比195万7,753円の減額となっております。主なものとしましては、16ページに支出の明細を記載しております。目3総係費のうち、人事異動に伴う人件費の減によるものが主な要因でございます。

17ページをお願いいたします。

資本的収支明細書でございます。

資本的支出のうち、委託料として、既存鳥子工業団地から新工業団地予定地までの工業用水道配水管布設に伴う測量設計委託費用でございます。

内容については以上でございます。

工業用水道事業会計決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

つきましては、ご認定方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第8号、令和4年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第8号は原案どおり認定されました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 02 分)

(午前 11 時 15 分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 8、報告第 5 号、令和 4 年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 報告第 5 号についてご説明いたします。

報告第 5 号、令和 4 年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

令和 4 年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき報告する。

令和 5 年 9 月 6 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

ここから地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定いたしました令和 4 年度の決算に係ります健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定によりまして報告いたします。

次のページをお願いいたします。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、表の右側に記載しております早期健全化基準に対しまして、中央に令和 4 年度の比率を記載し、各比率が基準を下回っておれば健全な状態であるということになります。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支額につきまして分析するもので、3 億 4,413 万 1,000 円の黒字になりましたことから、実質赤字比率として数値に表すことができないということでございます。

また、連結実質赤字比率は、今申しました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計、中央簡易水道事業特別会計、工業団地造成事業特別会計及び住宅用地造成事業特別会計を加えた実質収支で、全ての会計において黒字でありますことから、連結実質赤字比率としては数値に表すことができないということでございます。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源等、公営企業債充当の繰出金、一部事務組合等債充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の 3 か年平均で、なお、分子、分母ともに普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算することとなっております。早期健全化基準 25% に対し、8.1% という結果となりました。

次に、将来負担比率は、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債繰入見込額、一部事務組合等負担見込額、退職手当負担見込額等の将来負担額から、充当可能基金及び基準財政需要額算入見込額を差し引いた額を分子といたしまして、分母といたしましては、標準財政規模から基準財政需要額算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたしまして割った比率でございますが、分子がマイナスとなり、将来負担比率として数値に表すことができないということでございます。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲にありますことから、西原村の財政状況は健全段階にあるということになります。

次に、資金不足比率でございますが、公営企業法適用企業としまして、工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。令和4年度の決算において黒字でありますことから、資金不足比率として数値に表すことができないということでございます。

また、公営企業法非適用企業としまして、中央簡易水道事業特別会計、工業団地造成事業特別会計及び住宅用地造成事業特別会計の決算でございますが、全ての会計において実質収支額が黒字でありますことから、資金不足比率として数値に表すことができないということでございます。

次のページから参考資料を添付しております。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）ただいま第5号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に、令和4年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上勝彦君）それでは、代表監査の河上でございます。

ただいまの説明がありました審査意見書について報告をさせていただきます。

まず、公文書でございますけれども、西監発第27号、令和5年8月9日、西原村長吉井誠様、西原村監査委員河上勝彦、同じく西口義充。

令和4年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度西原村健全化判断比率、資金不足比率の状況について、その審査を終えたので、別紙のとおり意見書を提出します。

開けていただきまして、令和4年度西原村健全化判断比率審査意見書。

2の審査の結果について朗読いたします。

総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められま

す。

個別意見としまして、①実質赤字比率。令和4年度の実質赤字比率は10.15%の黒字となっており、特に問題はありません。②連結実質赤字比率。令和4年度の実質赤字比率は26.49%の黒字となっており、特に問題はないと認められます。③実質公債費比率。令和4年度の実質公債費比率は8.1%となっており、早期健全化基準の25%を比較するとこれを下回り、特に問題もないと認められます。④将来負担比率。令和4年度の実質公債費比率は、将来負担額より充当可能財源等が上回り、特に問題はありません。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はありません。

開けていただきまして、令和4年度西原村資金不足比率審査意見書。

2、審査の結果。

総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

(2) 個別意見。①上記の各会計における資金不足比率について。令和4年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、特に問題はないと認められます。

(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はありません。以上でございます。

○議長(山下一義君) 以上で令和4年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員(中西義信君) 余計なお世話、心配というとなれなんでしょうけれども、今後、工業団地関係の起債も増えるのかなと。今、体育館、いろいろ借入れしたやつを見たときに、3番の実質公債費比率では、これはピークなのか、それとも今後もうちょっと増えそうなのか、大体これぐらいでいくのかをちょっと分かれば。分からないなら……。

○議長(山下一義君) 総務課長。

○総務課長(林田浩之君) ただいま中西議員の質問にお答えいたします。

実質公債費比率につきましては、参考資料としまして5ページにつけておりますように、これ3年間の平均でございますが、真ん中の列の右から2番目の四角囲いのところでございますが、これが単年度で見た実質公債費比率という形になります。令和2年度から見ましても、今、公債費の支払いのほうが増えてきておるということで、令和4年度単年で見れば9.07410という形になっております。

ですので、もうしばらくは、震災関係で借入れをしておりました支払い関係がございますので、しばらくはちょっとこの9%台辺りを推移していく可能性はあるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第5号、令和4年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第9、承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）承認第5号についてご説明申し上げます。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いいたします。

専第5号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度西原村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億362万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,541万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年7月3日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

令和5年6月30日から7月3日にかけて発生しました梅雨前線豪雨により、河原地区を中心に村道や農地等が被災し、土砂撤去や災害復旧工事及び災害廃棄物処理業務を緊急に行う必要があり、また、災害査定を受ける必要があり、緊急に測量設計委託を行うため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、14、道路橋りょう等災害復旧事業債（道路橋りょう等災害復旧事業（現年度単災））、15、農林水産業施設災害復旧事業債（農地等災害復旧事業（現年度単災））、限度額、8,520万円、970万円。起債の方法、利

率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いします。

歳入でございます。

中段の款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金9,800万円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金の増でございます。

下の段の款22村債、項1村債、目6災害復旧事業債9,460万円の増額補正でございます。災害復旧事業債の増額でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費1,000万円の増額補正でございます。崩土撤去等業務委託料の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費1億425万5,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧事業関連予算の増額でございます。

款同じく、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう河川等災害復旧費8,004万8,000円の増額補正でございます。道路橋りょう等災害復旧事業関連予算の増額でございます。

説明は以上でございます。ご承認方よろしくをお願いいたします。

訂正がございます。

8ページをお願いいたします。

一番下の村債の災害復旧事業債につきまして、私が先ほど間違っておりましたので、9,490万円となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ページは、9ページでございますけれども、一番下の消防施設費の需用費で修繕と書いてございますけれども、この修繕の内容をお願いしたいと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）ただいまの高本議員の質問にお答えいたします。

こちらの修繕費につきましては、防災行政無線の修繕という形で、防災行政無線の屋外局のほうに蓄電池のほうが設置されております。その動作の不良によりまして放送が鳴らなくなるということが分かりましたので、その蓄電池の交換をいたすというところでございます。一応修繕箇所が上鳥子局と小野局、河原の簡易中継局の実施を行っております。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）やっぱりこういった防災無線の修繕というのは、今言われた蓄電池ですね、蓄電池に寿命があるわけでございますので、総務課あたり、または役場職員あたりも各地域に住んでおられる方々が、十分その辺のところを認識しながら、聞こえないところは聞こえないで、即座に替えていただければ、少しは防災行政無線の改修がもうちょっと早くできるんじゃないかなと。これはあくまでも専決でございますので、専決でないような状態で行っていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第3号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第10、議案第46号、西原村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号、西原村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

消防組織法の一部改正に伴い、西原村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する必要がございます。これは、この議案を提出する理由でございます。

ここから皆様にお配りしております別紙によりご説明いたします。

本条例の一部を改正する条例（案）の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

消防組織法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例を改正する必要があ

るため、本条例の改正を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

「消防組織法第15条第1項」を「消防組織法第18条第1項」に改正するものでございます。

施行期日。

公布の日からでございます。

参考資料としまして、新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第46号、西原村消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第47号、土地の取得についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、土地の取得について。

鳥子地区新工業団地造成事業用地として次の土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

- 1、所在地、別紙土地明細書のとおり。
- 2、地目、畑、山林、原野、宅地、公衆用道路。
- 3、地積、10万9,975.06㎡。
- 4、取得予定価格、2億2,376万5,461円。
- 5、契約の相手方、契約筆数70筆、契約人数38人。

提案理由といたしまして、既定予算に基づく鳥子地区新工業団地造成事業に係る事業用地の取得につきまして、別紙土地明細書の土地については、相手方と売買仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号

及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

5ページに参考資料といたしまして、土地明細書に記載した土地の場所を表示した位置図を添付いたしております。

今回の事業区域における用地取得の仮契約進捗状況といたしましては、事業用地内の全筆数73筆のうち70筆が仮契約締結済みとなっております。未契約の3筆につきましては、うち1筆につきまして近日中に仮契約の予定でございます。残りの2筆につきましても、用地交渉を進めているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

この工業団地ですけれども、土地のほうは進んでいるというふうに聞いております。住民の方々が心配されていることが、本当にここに工業団地が来るのかということと、またどういったものが来るのかを心配されております。どれぐらいの数のお話があるのか、また、進み具合とかその辺、まだこの土地はこちらが取得しておりませんので、言える範囲で構いませんので、進み具合というか、お話し具合をお聞かせください。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

これから用地を取得して、工事進捗と合わせて、冒頭申し上げましたとおり公募を進めていきたいというふうに思っております。工事前に公募ができますと、条件がいいところだと多少の工事の変更等もできますので、並行した形で進めていきたいというふうに思っております。

お尋ねの問合せにつきましては、電話に関します問合せは、もう100件以上を優に超えております。具体的な事業所様につきましては、1週間に二、三社程度、担当課と私と会ってお話を聞いているところでございます。

具体的な内容につきましてはなかなか申せませんが、上場企業さんであったりとか地場企業さんであったりとか、いろんな業者さんがおられます。今のところ、海外から直接問合せがあるというのは、今のところあっておりません。西原村も公募を募りまして、できますならば投資額の多いところ、また併せて雇用が多いところをできれば誘致をしたいというふうに思っております。また、あわせまして、水関係も、T SMCも話題になっておりますので、どれぐらいの水量を使うのかとか、そういうあらゆる状況を聞きながら、選んでいきたいというふうには思っているところでございます。

全部買いたいというところもございます。いつでも買えるように銀行と融

資関係で調整されているところもございます。うちも銀行さんとは連携協定を結んでいますので、できるだけ速やかに進むように、銀行さん、企業さん、西原村の3者で協議をしているところがございます。できますならば、早い時期に、熊本県と一緒にって連携協定の発表ができればというふうには思っているところがございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）用地取得が2億2,376万5,461円で、地目が畑、山林原野、宅地とありますが、各地目ごとの単価を教えてくださいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）堀田議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の用地の単価につきましては、近隣の売買価格及び県の県道等の買収単価を考慮して、事前に説明会等で地権者等に説明させていただきました価格につきましては、畑については2,200円、山林については1,100円を基準に行っております。

なお、今回の工業団地造成事業につきましては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律によりまして、譲渡所得の800万円の控除がございます。こちらの控除に該当されない方につきましては、来年度の所得税等の増加を考慮いたしまして、単価の1割ほど加算した金額でご契約をさせていただいております。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）単価は平米ですね。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）平方メートルでございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第47号、土地の取得について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 11時56分)

(午後 1時00分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第12、議案第48号、令和5年度西原村一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 議案第48号についてご説明申し上げます。

議案第48号、令和5年度西原村一般会計補正予算(第4号)。

令和5年度西原村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億1,298万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,839万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、16、辺地対策事業債(道路等維持補修事業)、17、道路橋りょう等災害復旧事業債(道路橋りょう等災害復旧事業(現年度補災))、18、農林水産施設災害復旧事業債(農地等災害復旧事業(現年度補災))。限度額6,050万円、6,660万円、1,150万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

2、変更。

起債の目的、1、臨時財政対策債、5、緊急防災・減災事業債(小型動力ポンプ付積載車等購入事業)、8、学校教育施設等整備事業債(学校施設トイレ洋式化改修事業)、10、辺地対策事業債(小型動力ポンプ付積載車等購入事業)、11、辺地対策事業債(観光施設等改修事業)、14、道路橋りょう等災害復旧事業債(道路橋りょう等災害復旧事業(現年度単災))、補正前、限度額2,400万円、3,020万円、1,120万円、1,630万円、1,560万円、8,520万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。補正後、限度額1,850万円、3,710万円、1,170万円、940万円、2,160万円、8,920万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。以上でござ

います。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段のほうから、款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税2,798万5,000円の増額補正でございます。本年度の普通交付税額の確定による増額でございます。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目4災害復旧費負担金1,947万1,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧事業受益者負担金の増額でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金1億3,339万9,000円の増額補正でございます。公共土木施設災害復旧費負担金の増額でございます。

9ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4災害復旧費県補助金1億7,828万1,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧事業県補助金の増額でございます。

下段の款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金1,440万円の増額補正でございます。災害復興基金繰入金等の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

中段の款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金2億5,413万円の増額補正でございます。前年度剰余金確定によるものでございます。

下段の款22村債、項1村債、目6災害復旧事業債8,210万円の増額補正でございます。公共土木施設災害復旧事業債等の増額でございます。

款項同じく目8辺地対策事業債5,960万円の増額補正でございます。道路維持補修事業等の増額でございます。

次に、12ページから歳出でございます。

中段の款2総務費、項1総務管理費、目7基金費2億47万4,000円の増額補正でございます。決算に伴う財政調整基金等への積立てでございます。

13ページをお願いいたします。

下段の款3民生費、項1社会福祉費、目5社会福祉施設管理費1,107万円の増額補正でございます。地域福祉センター増改築工事基本設計業務委託料等の増でございます。

14ページをお願いいたします。

中段の款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費1,592万9,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種関連予算の増額でございます。

15ページをお願いいたします。

下段の款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費2,095万2,000円の増額補正でございます。肥後銀行ATM設置負担金等の増額でございます。

16ページをお願いいたします。

中段の款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費4,825万5,000円の増額補正でございます。道路等維持補修工事等の増額でございます。

下段の款同じく項5辺地対策費、目1道路維持費6,050万円の増額補正でございます。辺地道路等維持補修工事の増額でございます。

17ページをお願いいたします。

下段の款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費2億1,950万円の増額補正でございます。農地等災害復旧事業関連予算の増額でございます。

18ページをお願いいたします。

上段の款同じく項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう河川等災害復旧費2億399万9,000円の増額補正でございます。道路橋りょう等災害復旧工事等の増額でございます。

中段の款11公債費、項1公債費、目1元金5,095万3,000円の減額補正でございます。

あと、款13の予備費に2,343万2,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

ページは、15ページ、商工費のところの使用料及び賃借料の事業者支援プラットフォームシステム使用料についてお伺いいたします。

こちらはこういったものでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

こちらの事業者支援プラットフォームシステム使用料ということで計上させていただいております。こちらにつきましては、新しい事業者支援を新しい事業者支援プラットフォームとして、村内事業者及び起業を考えておられる方、また個人の会社の状況等に応じた各種支援策等の自動配信や成長支援コンテンツの配信等を通じた事業者の支援の強化を図るためのソフトでございます。また、村外の企業が村に関わるきっかけをつくることができ、村内での起業者の増加や村内事業者が村外事業者と関わる機会の創出も可能となるシステムでございます。

加えて事業者支援に関わる商工会の経営指導員や役場職員等の負担軽減にもつながるものということで、導入を計画しているシステムでございます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）使用の仕方としては、現在事業をされている事業者さん、新たに事業を起こそうとされている方が何かをして情報を得るということでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

基本的には、商工関係の仕事をされる方が、例えば、食料、お店、食べ物のお店関係だったらお店関係に登録していただくと、お店関係の新しい補助金であったり、これまでの制度が、これも自分で設定できるんですけども、月に何回とか週に何回LINEのほうで有利な情報が送られてきたりします。その中に、例えば、食べ物屋さん関係のプレゼンみたいな、こうやったらうまくいきますよとかいうマニュアル的な動画もございますので、それものぞくことができます。これに関しましては、まずこのシステムが商工関係しか今ないんですけども、行く行くは農家関係にもうまくいくんじゃないかということで注目をしているところであります。例えば農家さんも「唐芋」とかというチェックマークをつければ、唐芋の有利な補助金であったり、消毒とか、そういう勉強ができるツールと言ってもらってもいいかと思います。

いろんなインターネットの世界の中で、海外も含めたところで、AIが自動的にその情報を集めて、皆さんに好きなところだけを配信するようなシステムであります。最終的には、ホームページにも利用できないかと思っただけで、例えば、ご結婚されて妊娠されました。その後の手続とか補助金がこういうのがありますよとかいうのも、「子ども」か何かのチェックを押してもらおうと、その情報が随時配信できるようなシステムになっていますので、あまりよくなかったらもうすぐやめてもいいかとは思うんですけども、一回入れてやってみる価値は十分あるんじゃないかと思って、予算を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（山下一義君）1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）では、これは事業者さんが村に来て登録すると、例えば村か商工会がこういうのがありますよ、ここに登録してくださいというふうな感じですかでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）基本的には、商工会にもこの内容、観光協会等も見ただけで、基本的には、商工会が何かの会合があったときとかに説明等、使い方をやっていこうかということで計画をしております。

あんまり、登録をしていただいて、自分の例えば車関係だったり、食べ物関係だったり、製造関係とかいうチェックを入れていただければ、自動的にLINEが届くようなシステムになっていますので、そんなに難しくはない

かというふうに考えています。以上です。

○議長（山下一義君）1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）先ほど村長の説明にありました子育ての件とかも、そういうのをできればなということ言われていたんですけども、今現在LINEの公式アカウントがありますよね。それに関して、その下に、もうちょっとお金を足さないといけないと思うんですけども、それに足して好きなどころをチェックして、子育てだったら子育ての情報、ホームページでこのような情報が上がりましたよというのができると思うんですけども、それよりもLINEのそっちのほうが早く、子育てに関してとか、村の情報に関しては早く受け取れるんじゃないかなと思います。

現在、LINEで送られてくるのが災害の情報だけなので、そっちのほうでやったほうが早く皆さん受け取れるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）もちろんおっしゃったとおり、村の情報だけに限りますと村のほうで出したほうが良いというふうに考えております。ただ、職員の充実といいますか、例えばそれ専門で、地域おこし協力隊に協力していただくとか、臨時さんとかを雇って、もうそれ専従でやる方法も今後考えていかなければならないんじゃないかというふうに考えておまして、実際このLINEを流す担当がちょっと病休でここ1か月ぐらいは休んでおまして、周りの職員で対応はしてはいたんですけども、なかなかやっぱり充実ができていないのが状況でございまして、今後を含めたところで、人員配置も含めたところで考えていきたいというふうに思っております。

また、このシステムを入れたら自動でAIが引き抜いてきて、ホームページに載せただけで配信をするような感じなんで、人員削減にも最終的にはつながるんじゃないかということで期待をしているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君）5 番、坂本です。

2 つ質問したいと思います。

1 つ目は、15 ページのATMですけども、こちら一般質問もさせていただいて、とんとん拍子といいますか、早くできるようなんですけども、この場所とこの金額がちょっと説明をお願いします。

また、これは年間維持費とか、そういったものはどうなるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

まず、ATMの設置場所につきましては、今現在、肥後銀行さんと協議をしております、場所につきましては今、商工会の事務所の西側、総合運動公園内の一番北側になりますかね、あちらのほうで今、計画をしているところでございます。

あと、こちらの負担金のほうにつきましては、今回、ATMの独自のブース、建物を造らないといけないということもございまして、それには、警備カメラですとか、そういった、あとATMの設置、あと電気のコンセント関係、あと空調関係、あとその他、維持管理に必要な機材等も必要になっておりますので、そちらのほうの建物を含めました費用的なところが今回計上させていただいているところでございます。

改めて、今度は維持管理のほうの費用につきましてはですけども、こちらの今回計上させていただきました負担金には今後の維持管理の経費は入っておりません。今度ATMが設置されまして、維持管理という形でまた負担をするような形になるんですけども、ATMの利用頻度に応じて村が負担する維持管理費用が変わるようになっております。極端に言いますと、1日大体400回以上ATMが使われているということであれば、維持管理の費用はかからないというふうな契約で進めているところでございます。逆に言いますと、1日100回未満の利用がないということだと、大体月々30万円から40万円程度の負担金がかかるというふうなところで話を聞いております。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

利用頻度で100人以下となると相当な金額がかかるんで、利用をいっぱいするようにしていただきたいと、一般の人にも、見れば分かるところなんで、その辺も考えていかなければと思います。ありがとうございます。

また、もう一つの質問ですけども、関連でよろしいでしょうか。

ページは、13ページなんですけれども、一番上のほうでは、税務総務費、会計年度任用職員のパートタイムというふうにございましてけれども、今、西原村は、こういう人たちが支えていただいて本当にありがたいと思っておりますけれども、今から工業団地ができ、また西原村、人口増加率が全国町村で4位ということを経理長言われましたけれども、こちらテレビのほうでも言われておりますけれども、そうなってくれば、今からだんだん人口が増えるということになりますけれども、正職員の数が何遍か言っていると思いますけれども、足りないというふうな話を課長さん方とよく話をする中で言われておりますけれども、こちらは条例でありますけれども、この人口増を考えながらも、今のうちから職員を増やして、それに対応できるまでには、そこの一、二年、それ以上かかると思いますけれども、そういうふうな考えであると、正職員を今のうちに増やしてもらうことはできないかというふうに思っ

ておりますけれども、村長のお考えをお願いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

職員の数の定数の見直しということでございます。今現在、西原村の職員定数というのは95名ということでございます。これは、熊本地震の際に定数を増やさせていただいております。目標は、熊本地震以前の定数に戻したいということで、課長会議等で話をしているところでございますが、最近は、子育て関係とか、男性職員も休みを取るよう進めてはいるんですけれども、実際1名、今後予定されているのが1名から2名、もしかしたら育児休暇を取りたいということで話を聞いております。働き方改革等で、なかなかその周りの職員が1人お休みを取りますと、課自体が小さいものでありまして、そこに負担が結構かかってきます。定数の話も幹部とかでいろいろ話はして、増やしたいのはやまやまなのが、一方で、多く雇えば雇う分だけ経常的な費用が毎年増えてくるということで、これも近い将来、議員さんたちと相談しながら増やしたらいいのか、現状維持がいいのか等を相談していきたいというふうに思っております。

また、課の設置も、今年度より建設課と水道課を離さして、分担させていただきましたが、役場内でもう一回、事業とか職務関係の見直しを行って、定数とかそういう改革をやっていければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

なかなか、課長さんたちも自分たちから人を増やしてくれというふうには、そちらではなかなか話が難しいかなと思っておりますけれども、私も、よく課長さん方とはお話をして、やはりマンパワーが足りていないと。

例えば、ちょっと話した中では、2人で2つの仕事を一遍にさせてもらっていると。そうすると、お互いがお互い協力し合ってできる。でも、その仕事が今度はまた増えていく、3つも4つも増えていくというのが今の現状ということで聞いております。

今から人口増を目指していくのであれば、人口増というのはもう増えるのは増える。空港4か町村、みんな増えて、土地も値上がりしております。不動産会社とかも今、西原村が一番目をつけている場所にもなってきておりますので、そうなれば一気に増える可能性も大でございます。どうかその辺を考慮していただいて、少し余裕のある職員で、やはり余裕がないと、お客様方に、来られる村民の方々にも、にこにこできない場合が多々あると思いますので、余裕を持った仕事ができるような体制を取っていただきたいと、ぜひ思っております。お考えください。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ありがとうございます。

坂本議員のお話もご参考にさせていただき、まずは職員、基本的な能力の向上とかも励みながら、また条例とかそういうのも勉強、自己献身、向上をまず頑張っ、それから議員の皆さん方にご相談させていただいて、職場環境の充実を図っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第48号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第49号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第49号につきましてご説明いたします。

議案第49号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,276万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,069万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目6 出産育児一時金臨時補助金5,000円の増額補正です。令和5年度から出産育児一時金が増額されたことに伴う臨時補助金です。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金8,275万6,000円の増額補正です。令和4年度決算に伴います増額補正であります。

次に、歳出につきまして、主なものを説明させていただきます。

7ページをお願いします。

款1総務費、項2徴税費、目1賦課徴収費187万5,000円の増額補正です。産前産後保険料軽減に伴うシステム改修です。

款6保健事業費、項2保健事業費、目2疾病予防費58万9,000円の増額補正です。特定健診受診結果に基づき運動指導が必要とされる方を対象に、運動教室業務委託です。

款9諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金83万円の増額補正です。令和4年度決算に伴います一般会計からの繰入れ分の返還に伴う増額補正であります。

あとは予備費に7,931万3,000円の増額補正をさせていただきます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第49号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第50号、令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第50号につきましてご説明いたします。

議案第50号、令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,968万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,416万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億9,968万8,000円の増額補正です。令和4年度決算に伴う増額補正であります。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7ページをお願いします。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査費269万9,000円の増額補正です。会計年度任用職員をパートタイムからフルタイムに変更したことに伴う予算科目変更の増額補正です。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金76万6,000円の増額補正です。これは令和4年度地域支援事業費の額の確定に伴います返還金の増額補正であります。

款4諸支出金、項2繰出金、目1繰出金57万2,000円の増額補正です。令和4年度決算に伴います一般会計からの繰入れ分の返還に伴う増額補正であります。

あとは予備費に1億9,565万1,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第50号、令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第51号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第51号につきましてご説明いたします。

議案第51号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号)。

令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,136万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金125万2,000円の増額補正です。会計年度任用職員雇用に伴う一般会計からの繰入金の増額補正です。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金503万8,000円の増額補正です。令和4年度決算に伴います増額補正であります。

次に、歳出につきましてご説明させていただきます。

7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費119万6,000円の増額補正です。会計年度任用職員雇用に伴う増額補正です。

あとは予備費に509万4,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくご説明いたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第51号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より行います。
本日はこれをもって散会します。お疲れさんでした。

午後 1時49分 散 会

第 4 号 (9 月 1 4 日)

令和5年第3回西原村議会定例会会議録

令和5年9月14日、令和5年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年9月14日（木曜日） 議事日程第4号

- 日程第 1 村長追加議案提案理由説明（議案第55号）
- 日程第 2 議案第52号 令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第53号 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第54号 令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第55号 西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 6 同意第 2号 西原村教育長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 3号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 4号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 5号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第 6号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 1 1 同意第 7 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 2 同意第 8 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 3 同意第 9 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 4 同意第 1 0 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 5 同意第 1 1 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 6 同意第 1 2 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 7 同意第 1 3 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 8 同意第 1 4 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 9 同意第 1 5 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、村長追加議案提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

本定例会の追加議案がございますので、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第55号、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例につきましては、職員の不祥事に伴い、村長及び教育長の給料月額を減額する西原村長等に対する給与の特例に関する条例を新たに制定させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今定例会に提出いたします追加提案は議案1件でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長追加議案提案理由の説明を終わります。

日程第2、議案第52号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）おはようございます。

議案第52号につきましてご説明いたします。

議案第52号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、909万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,296万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入歳出の主なものについてご説明をいたします。

6 ページをお願いします。

まずは歳入予算でございます。

款 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 1 補助金85万1,000円の増額補正、これは、令和 4 年度末に公営企業会計への移行関連費用の財源として借り入れた公営企業会計適用債の令和 5 年度分元利償還金確定に伴いまして、その 55%を一般会計より繰り入れるものでございます。この繰入れを行うことによって、繰入額の100%が普通交付税により財政措置されるものでございます。

款 2 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、令和 4 年度決算認定にて確定しました実質収支額1,424万4,088円に伴う824万4,000円の増額補正でございます。次に、7 ページをお願いします。

歳出予算でございます。

款 1 水道事業費、項 1 営業費用、目 1 業務費のうち、工事請負費496万4,000円の増額補正、これは当初予算でお願いしました小森西原・社司原線配水管布設工事費の増額補正でございます。役場南側農免道路から村民グラウンドまでの約850mにおける古い25mm配水管を100mmに口径拡大して布設替えを行うものでございます。

なお、この路線は通行車両も多く、本年度は仮舗装までの施工を行い、埋め戻し箇所沈下防止のために、自動車などの通行車両の荷重により自然転圧をかけるところまでの工程を予定しております。

6 月議会定例会におきまして、総合体育館西側に当たる圃場整備内道路が村道西原東原線として村道認定されたことなどによりまして、将来の管路も見越した上で、新たに追加して布設替えをする管からの分岐を事前に 3 か所設けておくことや、布設替えルート上において既設暗渠排水等に対するシタゴシが別途必要となったことにより、配水管の布設延長や土工数量が増えたことに伴い、今回増額をお願いするものでございます。

次に、項 2 営業外費用、目 1 企業債償還金のうち企業債元金144万3,000円及び企業債利息10万6,000円の増額補正でございます。

令和 4 年度末に公営企業会計の移行関連費用の財源として借り入れた公営企業会計適用債の令和 5 年度分元利償還金確定に伴いまして、今回新たに増額するものでございます。

あとは、予備費に258万2,000円を増額補正させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第52号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第53号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明)

○企画商工課長(堀田和也君) おはようございます。

議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,334万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明を申し上げます。

まずは歳入予算についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金445万円の増額補正です。こちらは、令和4年度決算認定によりまして確定いたしました実質収支分に伴う445万円の増額補正でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出予算についてご説明いたします。

款4予備費、項1予備費、目1予備費445万円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第53号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第54号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ812万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ889万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明申し上げます。

まずは歳入予算についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款3財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入811万1,000円の増額補正です。こちらは、昨年度に取得いたしました河原地区の住宅用地につきまして、造成工事が完了し、本年度に売却を行うために計上させていただいております。

続きまして、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金1万4,000円の増額補正です。こちらは、令和4年度決算認定にて確定いたしました実質収支分に伴う1万4,000円の増額補正でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出予算についてご説明いたします。

款1事業費、項1事業費、目1住宅用地造成事業費、節10事業費1万

2,000円の増額補正でございます。こちらは、用地の売却業務に伴う消耗品費として1万2,000円の増額補正でございます。

続きまして、款3諸支出金、項1繰出金、目1他会計繰出金、節27繰出金811万3,000円の増額補正でございます。こちらは、歳入予算でご説明いたしました用地売払い代金を含めた金額を一般会計に繰出しするために811万3,000円の増額補正をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）先日説明を受けましたけれども、3区画ということでもございましたけれども、1区画大体何坪ずつぐらいになるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（山下一義君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）今回販売を行います分譲地につきましては、1区画、まず平米でいきますと、423.63㎡、438.1㎡、490.38㎡でございます。大体1区画で坪数でいきますと140坪から148坪というような形で販売を計画しております。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第54号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第55号、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）それでは、本日お配りをしました追加提案の議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定について、西原村長等に対する給与の特例に関する条例を次のように制定することとする。

令和5年9月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは皆様にお配りしております別紙によりご説明いたします。

本条例案の概要をご覧ください。

初めに、条例制定の趣旨でございます。

先ほど村長からもありましたとおり、職員の不祥事に伴い、村長及び教育長の給料月額を減額する、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の新規制定を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

村長の給料月額を、令和5年10月1日から令和5年11月30日までの2か月間、100分の10相当額を減額するものでございます。

次に、教育長の給料月額を、令和5年10月1日から令和5年10月31日までの1か月間、100分の10相当額を減額するものでございます。

3、施行期日。令和5年10月1日から施行でございます。

なお、この条例は、令和5年11月30日限りで効力を失います。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第55号、西原村長等に対する給与の特例に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

日程第6、同意第2号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君） それでは、同意第2号についてご説明いたします。

同意第2号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについて。

西原村教育長に下記の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字小森3630番地3、氏名、竹下良一、生年月日、昭和28年2月13日。

提案理由でございます。

教育長の竹下良一氏が、令和5年9月30日をもって任期満了することにより、再任いたしたく、選任に対し議会の同意を要するためでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページに履歴書を添付しております。

説明は以上でございます。ご同意方よろしく願います。

すみません、先ほど住所のところで、西原村大字小森3630番地2が正解でございます。すみません、訂正して、おわび申し上げます。

○議長（山下一義君） それでは、審議に入りますので、教育長は、しばらくの間、議場から外れてください。

内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第2号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君） 全員起立であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。

教育長に申し上げます。全員賛成で同意されましたので、よろしく願います。

○教育長（竹下良一君） 皆さん、おはようございます。一言、お礼と今後のことについてお話を申し上げます。

見よう見まねで村の復興と学力充実の声を上げてまいりました。けれども、この6年間、皆様に誇るような大きな実績もないままでございました。そんな私に教育長として3期目をご承認いただいたことに心より感謝を申し上げます。

ます。と同時に、その責任の重さを痛感しています。と申しますのも、今回、不祥事がございましたが、この件に関しましては、改めて人を育てるということの責任の重さと同時に、教育は時間がかかるものだとことを悲しく感じたからでもあります。皆様方には心より、ご迷惑をおかけしたことに關しまして、おわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

さて、これまで日本の教育は、戦後の目覚ましい復興を遂げた国の教育として、諸外国の模範になっておりました。ところが、現在では、むしろ世界経済の流れに対して後れを取っているような感がございます。その要因は、コンピューター技術の開発に積極的にはなれなかったといえますか、積極的ではなかったと。他の国に比べてという意味ですが、であったように思います。つまり、デジタルトランスフォーメーションの研究開発の部門の差が、出てきたように思われています。学校教育でも、このICT技術の導入の読みが甘かったような気がしています。

日本の教育は、教育イコール文部科学省と言われるほどでございました。けれども、現在は経済産業省、いわゆる経産省も加わりまして、国の教育の根幹部分を今や設定しようとしています。そのような中で、今後の教育のかじ取りをどうやっていくのかが、私に課された課題であると思っております。そこで、今後の取組の重点を以下の3点に絞っていきたいと思っております。

1点目は、いわゆるこれまで主要教科と言われた5教科を中心とした教育から、全ての教科を含めた音楽や美術といった芸術面を特に重視した、総合知を生み出すような教育、探究知といえますか、そういったものをいかに進めていくのかというのが課題になります。

そこで、これまで掲げてきたのが国際バカロレア教育でございましたが、多くの議員さん、あるいは教育委員、そして一番大事な村長の承諾といえますか、納得を得まして、これまでやってきましたけれども、経費面、あるいは申請までに時間がかかるということで、今、気がかりになっているところでございます。とは申しましても、この面の推進に停滞は許されませんので、進めていくつもりでございます。あるいは、多少の変更はあるかと思えますけれども、こういった面の教育は進めてまいります。

2点目のグローバル教育へのかけ橋となる英語教育です。村長も村の課題として取り上げております。現在、村の中学校の英語力は低迷しております。これを立て直す法則を立てなければなりません。これに関して力を尽くしていきたいと思っております。

3点目、不登校生の解消です。少子高齢化の中、日本の新たな文化を創造するには、一人でも多くの人々の力、子どもたちの力が必要です。不登校の子どもたちの多くは、今、集団の中で、力をなくして、どうしていいかわからないという子どもたちです。昨年までは、2桁を数える不登校生がいました。今年は大分減らすことができます。それは、ひとえにスクールカウンセ

ラーやスクールソーシャルワーカーと言われる学校教育とこれまであまり縁が深くなかった方々の力に負うところが多いんです。今後は、学校教育を望んでおられる家庭の子どもたちに、先ほど申しましたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの力、そして病院の先生方のお力もお借りしながら、この子どもたちの学校への復帰を早急に図っていきたいと思っています。

今後は、今申しましたこの3点について、重点的に取り組んでいく所存でございます。どうぞこれまで同様ご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（山下一義君）日程第7、同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）同意第3号についてご説明いたします。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

西原村固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字河原1915番地1、氏名、西岡哲也、生年月日、昭和21年11月15日。

提案理由でございます。

西原村固定資産評価審査委員会委員の西岡哲也氏が、令和5年10月18日をもって任期が満了することにより、再任いたしたく、選任に対し議会の同意を要するためでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）今回の同意については、もちろんお世話になりますということしかございませんけれども、西原村固定資産評価審査委員会の存在そのものの何か内容とか、そこらあたりをちょっと説明いただければ。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）ただいまの中西議員のご質問にお答えいたします。

固定資産評価審査委員会といいますのは、固定資産税で評価額等を出しておりまして、それに対して不服とかいうやつが出た場合に、この委員会を開いて審議を行うというような会でございます。以上です。

- 議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。
日程第8、同意第4号から日程第19、同意第15号までの西原村農業委員の
選任につき同意を求めることについてを一括議題としたいと思いますが、ご
異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長（山下一義君）異議なしと認め、一括議題とします。
内容の説明を産業課長に求めます。
（産業課長 中西 聡君 登壇 説明）
- 産業課長（中西 聡君）おはようございます。
同意第4号から同意第15号についてご説明いたします。
同意第4号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて。
西原村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する
法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。
令和5年9月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。
記。
住所、阿蘇郡西原村大字鳥子1483番地、氏名、松岡功誠、生年月日・年齢、
昭和30年3月25日、68歳、職業、農業、経営面積、8,932㎡、任期、令和5
年10月18日から令和8年10月17日まで。適要、鳥子地区。
提案理由でございます。
現在の農業委員は令和5年10月17日で任期が満了するので、新たに農業委
員を任命するため、上記の者について農業委員会等に関する法律第8条第1
項により議会の同意を得る必要がございます。これが、この議案を提出する
理由でございます。
農業委員会等に関する法律に基づきまして、令和5年5月25日から令和5
年6月30日の期間、推薦、応募の受付を行い、12名の定数に対し、12名の推
薦、応募がございました。令和5年8月8日に推薦、応募のあった方々につ
いて西原村農業委員候補者評価委員会を実施し、委員会からの意見に基づき

任命しようとするものでございます。

農業委員会等に関する法律第8条の委員の構成要件であります委員に占める認定農業者の数、利害関係を有しない者、年齢性別に偏りが生じないような配慮等について考慮の重きを置いた評価方法により、意見を提出していただいたのが、同意第4号から15号の方々であります。

同意第4号から15号につきましては、内容が重複し、それぞれ記載のとおりでございますので、同意第5号以降は住所、氏名のみ朗読いたします。敬称は略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

同意第5号、阿蘇郡西原村大字小森1885番地、山田政晴。

次のページをお願いいたします。

同意第6号、阿蘇郡西原村大字小森3416番地、久保田浩二。

次のページをお願いいたします。

同意第7号、阿蘇郡西原村大字宮山1125番地、山本龍一。

次のページをお願いいたします。

同意第8号、阿蘇郡西原村大字布田140番地、今村武人。

次のページをお願いいたします。

同意第9号、阿蘇郡西原村大字布田1059番地2、稲崎英一。

次のページをお願いいたします。

同意第10号、阿蘇郡西原村大字河原800番地、山下新一。

次のページをお願いいたします。

同意第11号、阿蘇郡西原村大字河原705番地、倉岡英二。

次のページをお願いいたします。

同意第12号、阿蘇郡西原村大字河原1922番地、中村兼光。

次のページをお願いいたします。

同意第13号、阿蘇郡西原村大字小森835番地、田中裕子。

次のページをお願いいたします。

同意第14号、阿蘇郡西原村大字鳥子1514番地、藤田久美代。

次のページをお願いいたします。

同意第15号、阿蘇郡西原村大字小森3180番地1、澤村愛子。

以上でございます。ご同意方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）同意第11号の方ですけれども、農業委員会には認定農業者がある一定含まれなければなりません、第11号の方においては建設業の取締役だったかと思えます。この方が認定農業者と記載してありますが、以前は認定農業者は基準がえらい厳しかったと思うんですけれども、今現在

の認定農業者の基準、認定するに当たりの基準はどういうものか教えていただきたいと思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

認定農業者の採択基準についてということで、農業経営基盤強化促進法により、農業に意欲がある方、農業に積極的に取り組んでいる農業者を市町村が認定する制度でございます。

認定農業者制度については、農業経営基盤強化促進法の中で、村が定める基本構想に示された農業経営の目標に基づき、本村が認定するものでございます。

西原村の基本構想において、村が示している内容につきましては、所得目標と労働時間について目標基準が定められておりまして、所得目標につきましては、主たる従事者1人当たりおおむね400万円の農業所得。おおむねといいますのが増減2割程度と解釈しているため、320万円から農業所得がある方で、家族経営の場合は夫婦で営農されていると捉えておりまして、この320万円を倍増した640万円を目標所得と捉えております。

労働時間につきましては、従事者1人当たり年間2,000時間程度、日数にして250日程度の労働時間をされている方を基準に認定審査を行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）私もちょっと今、堀田議員の言われたとおりのものを質問しようと思いましたが、あまりございませんけれども、これは大体地域から推薦された方だと思って、別に言うことはございませんが、適要の中に鳥子地区とか認定農業者とかいろいろ書いてありますが、書いてある摘要の中の認定農業者以外の方は認定農業者ではないということですか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）認定農業者の方は認定農業者という表示をしております。それ以外の方は、まだ認定農業者になられていない方です。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより同意第4号から同意第15号までの西原村農業委員の任命につき同意を求めることについてを順に採決します。

この採決に当たっては、起立によって採決します。

同意第4号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第4号は原案どおり可決されました。

次に、同意第5号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第5号は原案どおり可決されました。

次に、同意第6号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第6号は原案どおり可決されました。

次に、同意第7号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第7号は原案どおり可決されました。

次に、同意第8号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第8号は原案どおり可決されました。

次に、同意第9号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第9号は原案どおり可決されました。

次に、同意第10号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第10号は原案どおり可決されました。

次に、同意第11号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第11号は原案どおり可決されました。

次に、同意第12号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第12号は原案どおり可決されました。

次に、同意第13号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第13号は原案どおり可決されました。

次に、同意第14号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第14号は原案どおり可決されました。

最後に、同意第15号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、同意第15号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、次の会議は15日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前11時01分 散会

第 5 号 (9 月 1 5 日)

令和5年第3回西原村議会定例会会議録

令和5年9月15日、令和5年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年9月15日（金曜日） 議事日程第5号

- 日程第 1 発議第 6号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣
について
- 日程第 2 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 3 委員会報告について
- 日程第 4 組合議会報告について
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第5号のとおり行います。

日程第1、発議第6号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、発議第6号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第2、西原村選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

選挙管理委員が10月24日で任期満了であります。地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙することになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選を行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、西原村鳥子2728番地1、中野俊夫君、西原村河原1386番地、中村考月君、西原村布田1693番地、今村和博君、西原村河原1134番地、島野誠君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました中野俊夫君、中村考月君、今村和博君、島野誠君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

第1順位、西原村河原2401番地、山隈輝晃君、第2順位、西原村小森1029番地3、坂木啓司君、第3順位、西原村宮山557番地、野口安信君、第4順位、西原村小森3437番地、手嶋成明君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位、山隈輝晃君、第2順位、坂木啓司君、第3順位、野口安信君、第4順位、手嶋成明君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第3、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたらお願いします。

2番議員、高本君。

(産業教育常任委員長 高本孝嗣君 登壇 報告)

○産業教育常任委員長(高本孝嗣君) 2番議員、高本でございます。

産業教育委員長として、今回、皆さん方に報告いたします。

皆様のお手元に配付しております西原村原野火入れに関する意見書ということで、配らせていただいております。これについては、阿蘇の草原を守るということの点から、熊本県知事のほうに要望するものでございまして、ちょっとこれを読み上げさせていただきます。

西原村原野火入れに関する意見書(案)。

千年にわたり、人の手によってつくられ維持されてきた阿蘇の草原は、その結果として多様な草原生態系や豊かな景観を生み出しており、人が自然と共に生きてきた文化の象徴とも言える。

この草原を守るために、本村の原野火入れは、畜産業が衰退する中で、火入れ関係者の高齢化、後継者不足も進み、火入れ継続が困難な状況の中に、何とかこれまで毎年度継続的に行われております。

しかし、熊本地震やその後も頻発する豪雨等により、山肌が崩壊、これに伴い、火入れ地までの国道及び作業道が寸断され、通行不能となっております。このことで、秋に実施しなければならない輪地切り、防火帯設置が困難となっております。

長い歴史に支えられた日本が世界に誇れる資産である阿蘇の草原は、現在、世界文化遺産登録に向け、阿蘇の全市町村並びに熊本県を挙げて運動を展開している一方で、存続する危機を迎えているのが現状です。

今後、原野火入れを再開、継続していくには、被災した草原及び牧道等の復旧はもちろん、作業時における安全性の向上・効率化・労働力の軽減、併せて人員確保等も求められます。

西原村執行部、本議会は互いに協力し、あらゆる角度から検討・対策を模

索し、被災箇所への復旧や野焼き人材の育成など、少しずつではありますが復活に向けた歩みを進めているところであります。しかしながら、前途多難な状況であることには変わりません。

つきましては、原野火入れ復活のため下記事項の実現に向け、熊本県として特段のご配慮・支援を賜りますようお願いいたします。

原野火入れ復活のため

- ①牧道及び作業道の復旧整備の支援
- ②恒久的な防火帯設置への支援
- ③保安林における防火性の高い樹種転換への支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

ということで、議長名で熊本県知事宛てに提出することを報告いたします。以上でございます。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）この意見書は、村単独で出されるんですか。それとも、阿蘇郡か何か一緒に出されるということか。どちらなんでしょう。

○議長（山下一義君）高本君。

○産業教育常任委員長（高本孝嗣君）今、堀田議員のほうから質問ありましたが、冒頭に申し上げましたように、阿蘇を一体とした原野の維持をということで、南阿蘇村がこれと一緒にになって提出するというのを伺っております。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

訂正があるようですので、お願いします。

○産業教育常任委員長（高本孝嗣君）裏のページになりますけれども、上から2行目に、「つきましては、原野火入れ復活のため」と書いてありますけれども、「復活のため」です。文字がちょっと間違っておりましたので、訂正方お願いいたします。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第4、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

2番議員、高本君。

（2番議員 高本孝嗣君 登壇 報告）

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本でございます。

私の報告は、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会の報告をさせていた

だきます。

令和5年8月定例会組合議会報告。

令和5年3月17日に開催されております。場所におきましては、益城クリーンセンターの会議室にて行われております。

令和5年第2回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会定例会が、令和5年8月17日、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会議室において開催されましたので、報告いたします。

議案第9号及び議案第10号の2件が提出されました。

内容につきましては、次のとおりであります。

議案第9号は、令和4年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算認定についてであります。収入合計5億6,211万559円、歳出合計5億1,552万9,370円、歳入歳出差引残高4,658万1,189円であります。

議案第10号については、令和5年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算についてであります。主な補正内容は、令和4年度の一般会計決算に伴う繰越金の額の確定によるもので、歳入歳出それぞれ3,658万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億7,983万9,000円となります。歳出では、主な項目について、財政調整基金3,336万1,000円であります。ちなみに、令和4年度決算で組合分担金については合計が3億5,744万円に設定されており、西原分担金については6,932万2,000円となっております。

以上、提出された議案につきましては、全員一致で可決されております。

以上、報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

6番議員、中西君。

（6番議員 中西義信君 登壇 報告）

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

阿蘇広域行政事務組合臨時会の報告をいたします。

去る6月26日に臨時会が開催されまして、担当は上野議員、小城議員と私です。

主な案件を報告します。

1番の案件は、議長の選任でございます。阿蘇広域行政事務組合の構成7市町村のうち、1月の阿蘇市から始まりまして、春の統一地方選挙が行われ、小国町、南小国町、産山村、高森町、5市町村で選挙がございまして、当然ながら担当議員の変更がありまして、広域議会の議長・副議長選任と、議会選出の監査委員、各市町村の議会運営委員の選任を全員協議会を開催し協議

し、慣例にのっとして決まりました。

これまでは、南小国の方が議長でございましたが、今回は南部阿蘇地域からということで、過去は西原村と南阿蘇から選出されていたので、今回は高森町からになりまして、本田議員を議長に、小国町の松本議員を副議長に推薦し、議場にて決定いたしました。また、監査委員に阿蘇市の佐藤議員を選出、ちなみに阿蘇市長が阿蘇広域行政事務組合の管理者となっておりますので、議長は阿蘇市以外からとなっております。

ほかの議案では、特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘の民生費、給水ポンプユニット取替え工事が1件、一般会計から南部中継基地脱臭ファン用インバーター取替え修繕が1件、消防関係においてコロナウイルス感染症の位置づけが5類への変更に伴い、感染症防疫等作業手当の不支給の条例の一部改正と中部（本署）消防署の水槽付消防ポンプ車1台6,754万円と波野の道の駅の近くにあります産山波野分駐所の高規格救急自動車1台3,003万円の取得の件などが上がりまして、全件可決・同意いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席にお帰りください。

ほかに報告ございませんか。

○議長（山下一義君）ないようですので、これで組合議会の報告を終わります。

日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出についてです。

お手元に配付の各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会委員長堀田直孝君、産業教育常任委員会委員長高本孝嗣君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限等については、記載のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付されました議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和5年第3回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさんでした。

午前10時19分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

3 番議員 小 城 保 弘

4 番議員 堀 田 直 孝